

[VIII 基準等]

Ⅷ-1 火災警報の発令基準

○消防法

昭和 24 年 6 月 4 日
法律第 193 号

(気象状況の通報及び警報の発令)

- 第 22 条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。
 - 3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
 - 4 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

○湖南広域行政組合火災予防規則

平成 10 年 4 月 1 日
規則第 31 号

- 第 14 条 法第 22 条第 3 項の規定による火災に関する警報(以下「火災警報」という。)に関し、火災予防上危険であると認める気象の状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
- (1) 実効湿度が 65 パーセント以下で、最小湿度が 30 パーセント以下となる見込みのとき。
 - (2) 実効湿度が 65 パーセント以下で、最大風速が 7 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上吹く見込みのとき。
 - (3) 平均風速 12 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- 2 消防局長は、火災警報が発せられている場合を除き、気象等の状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要と認めるときは、火災に関する注意報(以下「火災注意報」という。)を発するものとする。
- (1) 彦根地方気象台長が火災気象通報を発したとき。
 - (2) 火災が多発しているとき。
- 3 消防局長は、前項の火災注意報を発しておく必要がなくなったときは、直ちに解除するものとする。

Ⅷ-2 被害即報等

① 別表1 即報基準 (県への報告)

区 分	事 項	種 別	基 準	
火 災 等 即 報	一般基準	火 災 特定の事故	1)死者3人以上生じたもの 2)死者および負傷者の合計が10人以上生じたもの 3)自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	火 災	建 物 火 災	1)特定防火対象物で死者の発生した火災 2)高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3)大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 4)特定違反對象物の火災 5)建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 6)他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 7)損害額1億円以上と推定される火災
			林 野 火 災	1)焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2)空中消火を要請したもの 3)住家等への延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交 通 機 関 の 火 災	1)航空機火災 2)タンカー火災 3)船舶火災であって社会的影響度が高いもの 4)トンネル内車両火災 5)列車火災
			そ の 他	以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
		石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 3)特定事業所内の火災(1)以外のもの	
	危 険 物 に 係 る 事 故	1)死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの 2)負傷者が5名以上発生したもの 3)周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4)500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5)海上、河川への危険物等流出事故 6)高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故		

	原子力災害等	<p>1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>3)原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p>	
	その他の特定の事故	<p>1)可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの</p> <p>2) 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</p>	
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合。		
事故救急即報	<p>1)死者 5 人以上の救急事故</p> <p>2)死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故</p> <p>3)要救助者が 5 人以上の救助事故</p> <p>4)覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故</p> <p>5)消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故</p> <p>6)消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</p> <p>7)自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>8)上記 1)から 7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 		
災害等即報	<p>1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>2)国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p>		
災害即報	一般基準	<p>1)災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>2)都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>3)災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>4)気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの</p> <p>5)自衛隊に災害派遣を要請したもの</p>	
	個別基準	地震	<p>1)当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの</p> <p>2)人的被害又は住家被害を生じたもの</p>
		津波	<p>1)津波警報又は津波注意報が発表されたもの</p> <p>2)人的被害又は住家被害を生じたもの</p>

		風水害	1)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2)洪水、浸水、河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3)強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1)積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2)積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	1)噴火警報（火口周辺）が発表されたもの 2)火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。		

② 別表2 直接即報基準（消防庁および県への報告）

区分	種別	基準
火災等即報	交通機関の火災	1)航空機火災 2)タンカー火災 3)船舶火災であって社会的影響度が高いもの 4)トンネル内車両火災 5)列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物に係る事故	1)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2)負傷者が5名以上発生したもの 3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4)危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3)原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他	1)ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 2)爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
事故急救助即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2)バスの転落等による救急・救助事故 3)ハイジャックによる救急・救助事故 4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5)その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
災害力即攻撃	1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2)国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	

災害 即 報	1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） 2)津波、風水害、火山災害で行方不明者が発生した災害
--------------	---

③ 別表3 災害即報事項例示

事 項	例 示
(1) 市町村災害対策本部設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風×号の接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第2号配備体制(職員約〇〇名配置)を指示
(2) 主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	〇〇川は〇〇地点において〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込である。 〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇mにわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
(3) びわ湖水位上昇に伴う被害状況	びわこ水位上昇に伴い〇〇地区の湖岸〇〇ha 浸水、農作物〇〇の状態。
(4) 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃がけくずれのため〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、〇時以降管内のバス交通はすべて運休。
(5) 電力通信関係の情報 (停電状況、と絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。 〇時以降町役場と〇〇地区間の電話不通。
(6) 水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中、給水車〇台を派遣し、緊急給水中(今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。)
(7) ガス施設関係の情報(供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
(8) 避難関係の情報 (避難指示発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所)	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇〇世帯に対し避難指示を発令した。 現在約〇〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
(9) 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、性別年令)	〇〇時頃〇〇において、がけくずれのため男〇名が生き埋めになった。現在地元消防団員約〇〇〇名が出動し救出にあたっている。
(10) 住家の被害状況 (全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等)	〇〇川が〇〇地区において、溢水し付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約〇〇〇戸の浸水家屋が発生しているもよう、なお今後も増加する見込みである。 (災害救助法適用基準に達するかも知れない。)
(11) 非住家の被害状況 (学校、公民館公共的施設、その他主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂、瞬間最大風速〇〇mの強風により倒壊した。
(12) 市町村災害対策本部のとした主な応急対策実施状況	〇〇地区に〇〇時に避難指示を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川の決壊箇所に消防団員約〇〇〇名を出動させ応急復旧作業中。
(13) 県への要請事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達斡旋に関する要請等)	〇〇川が決壊したので、水防用の土のう〇〇〇袋至急調達して送付してほしい。〇〇部落が孤立しているので、カンパン〇〇箇を空輸してほしい。 防疫用の薬剤〇〇kg至急調達してほしい。
(14) 災害写真 (フィルムおよび説明書添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流失、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。
(15) 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	〇〇地区で〇月〇日から連絡つかず、住民の動向が懸念される。
(16) 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者が出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、とられつつある措置等。

(17) 作業日報	<p>市町村における主要な活動状況について毎日 17 時現在で、とりまとめ報告する。ただし緊急なものについてはその都度行う。</p> <p>報告すべき事項は、おおむね次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置状況（開設、閉鎖の日時） (2) 避難指示の状況、避難場所の設置状況（箇所数、人員） (3) 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） (4) 応援措置、救助活動の概要 (5) 音信不通、状況の把握できない地区名
-----------	---

Ⅷ-3 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込のもの。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込のもの。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位を言うが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊されている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。	

中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊または半焼に準する程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	住家の損害割合が 10%未満のもの。
床上浸水 床下浸水	床上浸水は、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。床下浸水は、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス 2～3 枚が割れた程度のもものを除く。

分類	用語	被害程度の判定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が住居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもの。
被世帯害数	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
田畑被害	流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がかったもの。
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道(道路法第2条第1項に規程する道路、以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。(ただし、橋りょうをのぞいたものとする。)
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川および2級河川(河川法の適用もしくは準用される河川)堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたもの。
	通信被害	電話とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの。

分類	用語	被害程度の判定基準
その 他の 用語 の 解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または、港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾漁港および下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚、貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

Ⅷ-4 災害救助法の適用基準

- (1) 全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上であるとき。

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 〃
15,000 人以上 30,000 人未満	50 〃
30,000 人以上 50,000 人未満	60 〃
50,000 人以上 100,000 人未満	80 〃
100,000 人以上 300,000 人未満	100 〃
300,000 人以上	150 〃

(注) 半壊(焼)の場合は1/2世帯と換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。(以下同じ。)

- (2) 県全体の住家の滅失した世帯の数が1,000世帯以上で、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 〃
15,000 人以上 30,000 人未満	25 〃
30,000 人以上 50,000 人未満	30 〃
50,000 人以上 100,000 人未満	40 〃
100,000 人以上 300,000 人未満	50 〃
300,000 人以上	75 〃

- (3) 県全体の住家が滅失した世帯の数が5,000世帯以上で、当該市町村の多数の世帯が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

Ⅷ-5 災害救助基準表「救助の程度、方法および期間」

救助の種類		期間	程 度	方 法
収容施設の 供与	避難 所	災害発生の日 から7日以内	<p>設置のため支出できる費用は、「避難所」の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費または購入費および光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)で、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものが利用する福祉避難所を設置した場合には、特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>(基本額) 避難所設置費：100人1日当たり3万円 (加算額) 冬季(10月から3月まで)については、別に定める額を加算する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者に対して行う。 2 学校等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、または天幕を設営して行う。
	応急 仮設 住宅	供与できる期 間は完成の日 から建築基準 法(昭和25年 法律第201号) 第85条第3項・ 第4項・第5項 の規定による 期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、240万4,000円以内とする。 2 居住者の集会等に利用するため、1施設当たりの規模およびその設置のため支出できる費用は、別に定める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が全壊し、全焼し、または流失して居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して行う。 2 同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 高齢者等で、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および施設および設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を設置することができる。 4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを収容することができる。 5 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

救助の種類		期間	程 度	方 法																																										
炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内、ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給できる	<p>1 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。</p> <p>2 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	<p>1 避難所を利用する者、住家に被害を受けて炊事のできない者および住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p>																																										
	飲料水	災害発生の日から7日以内	支出できる費用は、水の購入費のほか、給水および浄水に必要な機械および器具の借上費、修繕費および燃料費ならびに給水および浄水に必要な薬品および資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与		災害発生の日から10日以内	<p>支出できる費用は、季別、世帯区分および被害別により、1世帯当たり次の表の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p>	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。この表において同じ。）または船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、またはき損し、直ちに日常生活を営む事が困難となった者に対して行う。</p> <p>2 被害の事情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(1)被服、寝具および身の回り品</p> <p>(2)日用品</p> <p>(3)炊事用具および食器</p> <p>(4)光熱材料</p>																																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">被害者</th> <th colspan="2">夏季 4月から 9月まで</th> <th colspan="2">冬季 10月から 3月まで</th> </tr> <tr> <th>全壊 全焼又は 流失世帯</th> <th>半壊 半焼又は 床上 浸水世帯</th> <th>全壊 全焼又は 流失世帯</th> <th>半壊 半焼又は 床上 浸水世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td></td> <td>円 17,500</td> <td>円 5,700</td> <td>円 29,000</td> <td>円 9,200</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td></td> <td>22,600</td> <td>7,700</td> <td>37,500</td> <td>12,200</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td></td> <td>33,300</td> <td>11,600</td> <td>52,300</td> <td>17,100</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td></td> <td>39,900</td> <td>14,000</td> <td>61,300</td> <td>20,300</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td></td> <td>50,500</td> <td>17,700</td> <td>77,000</td> <td>25,800</td> </tr> <tr> <td>6人以上 1人増すごとに 加算する</td> <td></td> <td>7,400</td> <td>4,400</td> <td>10,500</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>		世帯区分	被害者	夏季 4月から 9月まで		冬季 10月から 3月まで		全壊 全焼又は 流失世帯	半壊 半焼又は 床上 浸水世帯	全壊 全焼又は 流失世帯	半壊 半焼又は 床上 浸水世帯	1人世帯		円 17,500	円 5,700	円 29,000	円 9,200	2人世帯		22,600	7,700	37,500	12,200	3人世帯		33,300	11,600	52,300	17,100	4人世帯		39,900	14,000	61,300	20,300	5人世帯		50,500	17,700	77,000	25,800	6人以上 1人増すごとに 加算する	
世帯区分	被害者	夏季 4月から 9月まで		冬季 10月から 3月まで																																										
		全壊 全焼又は 流失世帯	半壊 半焼又は 床上 浸水世帯	全壊 全焼又は 流失世帯	半壊 半焼又は 床上 浸水世帯																																									
1人世帯		円 17,500	円 5,700	円 29,000	円 9,200																																									
2人世帯		22,600	7,700	37,500	12,200																																									
3人世帯		33,300	11,600	52,300	17,100																																									
4人世帯		39,900	14,000	61,300	20,300																																									
5人世帯		50,500	17,700	77,000	25,800																																									
6人以上 1人増すごとに 加算する		7,400	4,400	10,500	3,300																																									

救助の種類		期間	程 度	方 法
医療および助産	医療	災害発生の日から14日以内	支出できる費用は、次のとおりとする。 (1)救護班による場合 使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕費等の実費 (2)病院または診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 (3)施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師または柔道整復師)の場合 協定料金の額以内	1 災害のための医療の途を失った者に対して、応急的に行う。 2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむをえない場合においては、病院または診療所(施術者を含む。)において行う。 3 次の範囲内において行う。 (1)診療 (2)薬剤または治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療および施術 (4)病院または診療所への収容 (5)看護
	助産	分べんした日から7日以内	支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 (1)救護班による場合 使用した衛生材料の実費 (2)助産師による場合 慣行料金の8割の額以内	1 災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。 2 次の範囲内において行う。 (1)分べんの介助 (2)分べん前および分べん後の措置 (3)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
災害にかかった者の救出		災害発生の日から3日以内	支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。
災害にかかった住宅の応急修理		災害発生の日から1箇月以内	1 支出できる費用は、1世帯当たり、52万円以内とする。	1 災害のため住家が半壊し、または半焼して、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について現物をもって行う。
生業に必要な資金の貸与		災害発生の日から1箇月以内	1 貸与できる金額は、次の範囲内とする。 (1)生業費1件当たり3万円 (2)就業支度金1件当たり1万5,000円 2 貸与期間は2年以内、無利子とする。	1 住家が全壊、全焼または流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具または資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

救助の種類		期間	程 度	方 法
学用品の 給与	教科 書	災害発生の日 から 1 箇月以 内	支出できる費用は、給与するための実費とす る。	1 住家の全壊、全焼、流失、半 壊、半焼または床上浸水（土 砂のたい積等により一時的 に居住することができない 状態となったものを含む）に より学用品を喪失し、または き損し就学上支障のある小 学校児童および中学校生徒 および高等学校等生徒に対 して行う。 2 被害の実情に応じ次に掲げ る品目の範囲内において現 物をもって行う。 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品
	文房 具お よ び 通 学 用 品	災害発生の日 から 15 日以内	支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 (1)小学校児童(盲学校、ろう学校および養護学校 の小学部児童を含む。この表において同 じ。)1人当たり 4,100 円 (2)中学校生徒(盲学校、ろう学校および養護学校 の中学部生徒を含む。この表において同 じ。)1人当たり 4,400 円 (3)高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程およ び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後 期課程(定時制の課程および通信制の課程を 含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門 学校、専修学校および各種専門学校の生徒を いう。この表において同じ)1人当たり 4,800 円	
埋葬	埋葬	災害発生の日 から 10 日以内	支出できる費用は、死体の応急的処理程度の埋 葬とし、次の額の範囲内とする。 (1)大人 1体当たり 19 万 9,000 円 (2)小人 1体当たり 15 万 9,200 円	1 災害の際死亡した者につい て行う。 2 次の範囲内において原則と して、棺または棺材等の現物 を持って実際に埋葬を実施 する者に支給する。 (1)棺(附属品を含む。) (2)埋葬または火葬(賃金職員 等雇上費を含む。) (3)骨つぼおよび骨箱
死体の捜 索		災害発生の日 から 10 日以内	支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機 械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料 費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害により現に行方不明の 状態にあり、かつ、四囲の事情 により既に死亡していると推 定される者に対して行う。

<p>死体の処理(埋葬を除く。この項において同じ。)</p>		<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1)死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処置 1体当たり3,300円</p> <p>(2)死体の一時保存 ア 既存建物を利用する場合 当該施設の借上賃について通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 1体当たり5,000円。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、当該地域における通常の実費を加算する。</p> <p>(3)検案(救護班により行うことができない場合に限る。) 当該地域における慣行料金の額</p>	<p>1 災害の際、死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。 (1)死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処置 (2)死体の一時保存 (3)検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p>
<p>災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(「障害物」)の除去</p>		<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費または購入費および輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万7,000円以内とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合においては、当該2以上の世帯に対し、支出できる費用の総額は13万7,000円以内とする。</p>	<p>居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p>
<p>応急救助のための輸送費および賃金職員等雇上費の支給</p>		<p>当該救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>次の範囲内において行う。</p> <p>(1)被災者の避難 (2)医療および助産 (3)災害にかかった者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分</p>

Ⅷ-6 農業用河川工作物応急対策事業の事業区分および採択基準

事業の内容、交付要件及び事業主体は次の通り。

1. 大規模事業

(内容)

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備であって、その総事業費が10,000万円以上のもの。

(事業主体)

滋賀県

(負担割合)

国：55% 県：37% 市：8%

2. 小規模事業

(内容)

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備であって、その総事業費が800万円以上10,000万円未満のもの。

(事業主体)

ア. 滋賀県

イ. 草津市、土地改良区、農業協同組合、その他県知事が適当と認めるもの
(総事業費5,000万円未満)

(負担割合)

ア. 国：50% 県：42% 市：8%

イ. 国：50% 県：32% 市：13% 地元：5%

採択基準

工作物の構造が不適當または不十分なため、前後一連の区間に比較して、その治水機能が劣っている工作物について、国が別に定める対策基準により改善措置を必要とするもの、およびこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするものであること。

工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事を必要とするもの。

Ⅷ-7 災害り災者救じゅつ用寄贈品等に対するJR運賃減免実施基準

1 災害割引の対象となる災害の程度

災害の種類	地域	被害状況
風 水 害 海 し ょ う	都道府県、東京都のうち区 存する区域または五大都市	2,000 世帯以上の住家の床上浸水ま たは 1,000 世帯以上の住家の流失倒壊
	その他の都市	1,000 世帯以上の住家の床上浸水ま たは 500 世帯以上の住家の流失損壊
	町 村	500 世帯以上の住家または一町村全住 家の床上浸水 300 世帯以上の住家または一町村全住 家の流失倒壊
爆 発	限定しない	1. 家屋 300 世帯以上または一町村住家 の焼失倒壊 2. 死傷者(軽傷のものを除く)50 名以上
事変等その他の事故	震火災の例による	

(注) 被害状況のうち大破、半壊または半焼は含まないものとする。

2 災害割引の適用条件

災害種類	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件
風水害	り災者救じゅつ用寄贈品 (再植用稲苗もみを含む)	制限しない	り災地の知事、県事務 所長、日本 赤十字社長 または支部 長	1月	震火災の場合に同 じ
	り災者救護材料官公庁ま たは日本赤十字社の救護 員が救護のため使用する 物品および使用後返送す るもの	官公庁ま たは日本 赤十字社	官公庁また は日本赤十 字社	1月	震火災の場合に同 じ
	り災者用物資 1. 生活必需品(震火災の場 合に同じ) 2. 応急建築の材料(震火災 の場合に同じ)	制限しない	制限しない	3月	震火災の場合に同 じ
爆発および その他の事 故	り災地用応急工事材料、木 材、竹、針金類、スコップ、 蛇かご、むしろ、俵、かま す、なわ		り災地の県 知事、県事 務所長、市 町村長	15日	託送の際、り災地用 応急工事材料であ ること申告し、かつ 鉄道で認めたもの に限る。 (注)鉄道で認めた ものとは、り災地の 知事その他の自治 団体の長からの電 話電報、その他の方 法で応急工事材料 の運送方の依頼を 受けたものをいう。
	り災者救じゅつ用寄贈品	制限しない	り災地の知 事、県事務 所長、市町 村長	1月	震火災の場合に同 じ
	り災者救護材料 官公庁または日本赤十字 社の救護員が救護のため 使用する物品およびその 使用後返送するもの	官公庁ま たは日本 赤十字社	官公庁また は日本赤十 字社	1月	震火災の場合に同 じ

(第 号)

災害り災者用物資証明書

り災者住所氏名

品 名
数 量
発 駅 ・ 着 駅
荷送人 ・ 荷受人

上記の貨物は、 年 月 日に発生した に対し、この
り災者が直接消費するため購入するものであることを証明する。

年 月 日

り災地の地方公共団体の長

公
印

Ⅷ-8 水防工法

1 堤防の被害

河川堤防の被害の原因は越水、浸透、洗掘の三つに大別される。

- (1)越水 堤防天端の低いところ、河床が隆起しているところ、橋梁や用水堰など河川を横断した工作物のある上流側は越水の危険がある。堤防の天端より水位がかさみ、あふれ始めは裏堤防のり先附近を洗掘し、次第にその洗掘が拡大し破堤する。
- (2)浸透 砂目の多い堤防、やせた堤防、旧河川を横切って築堤したところ、樋門、樋管がある箇所などに浸透水がにじみ出て堤体がうみ、のり崩れや堤防に亀裂が入ってくる。またこの浸透が箇所的に集中し、水脈となって噴水するものがある。
- (3)洗掘 河川の湾曲部の水当り箇所、護岸の痛んでいる箇所、橋梁、用水堰ぜきなどの下流側などは流速により洗掘される危険が大きい。また、大河川など河巾の広いところでは波浪により洗掘される恐れがある。したがって、これらに適合した水防工法を選ばねばならない。また、水防は出水緊急時で暗夜暴風雨中においても確実に実施可能なものである必要があり、このためにも平常から資材、労力を確保し、水防演習を行って熟練しておくことが大切である。

2 越水防止工法

(1) 積土俵工(図1)

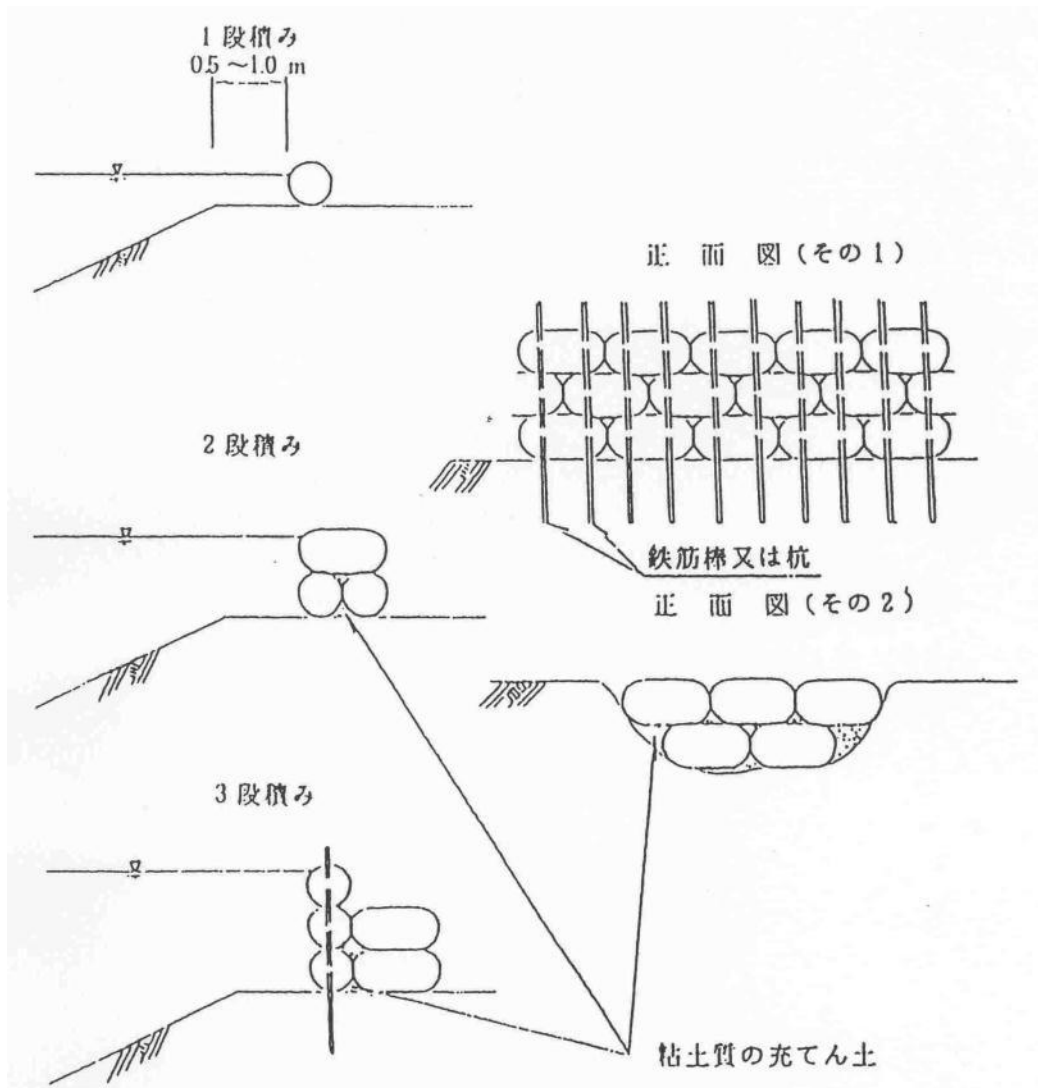
目的：越水防止

材料：土俵、土のう、木のう(または鉄筋棒)、塊土、防水シート

工法：

- I) 表のり肩が欠け込んでもさしつかえないように肩から 50cm~1m 引き下げて所要の高さに土俵を積み上げる。
- II) 1 段積みときは長手または小口積みとし、俵の継ぎ目に粘土をつめて十分に踏み固め、むしろなどを押し当てて透水を防ぐ。
- III) 2 段積みときは長手に 2 段積みし、その上に小口で 1 段並べる。
- IV) 3 段積みときは前面を長手 3 段にし、鉄筋棒等で 2 ヶ所串刺しにし、裏側に押さえとして 2 段程度積む。
- V) 土俵と土俵との継ぎ目から水が漏れないように、すき間に粘土などをつめるか、前面にシートをはる。

図1 積土俵工



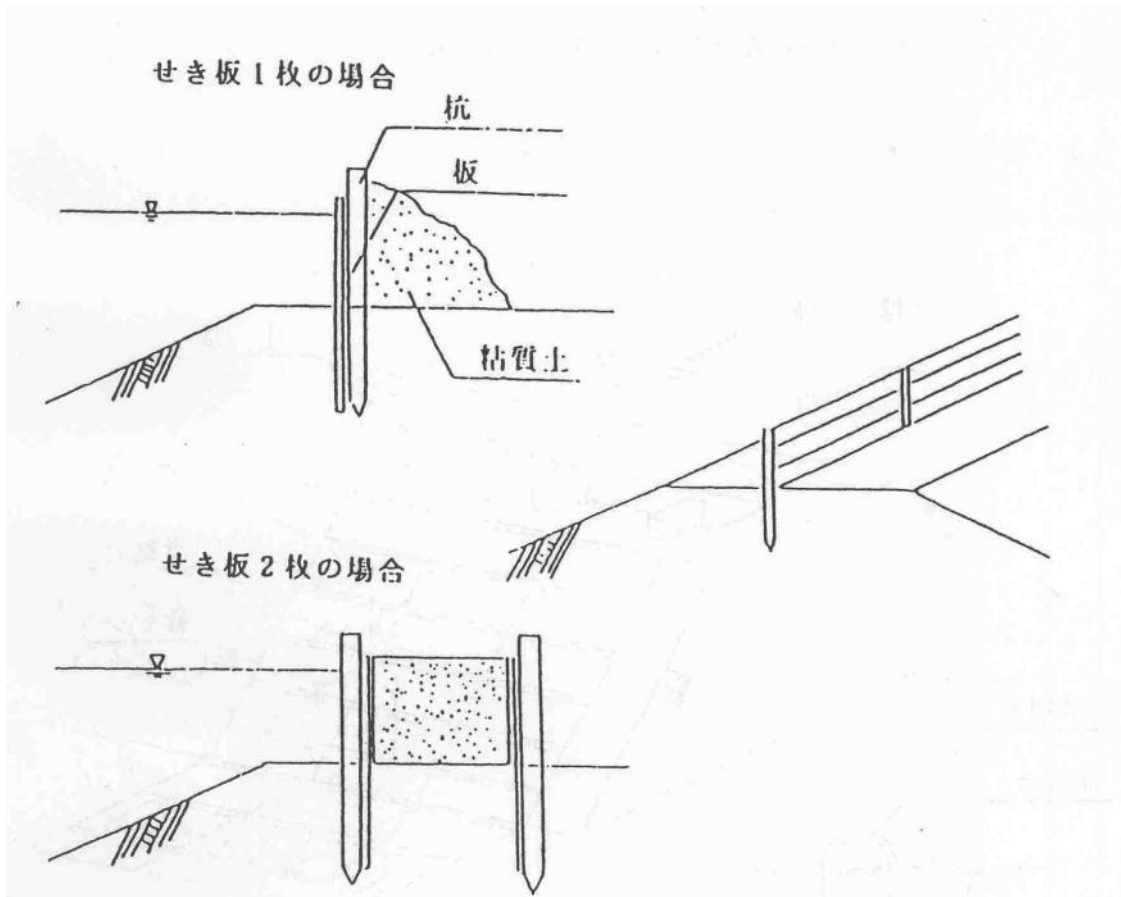
(2)せき板工(図2)

目的：越水防止(板の入手が容易なとき)

材料：板、杭、くぎ、針金、粘性土、防水シート

工法：杭を打ち込み、その前面に板を釘付けして防水堰を作る。または杭を2列に打ち、その両内側に板を釘付けし、中に土砂を填充することもある。

図2 せき板工



(3)裏むしろ張工(図3)

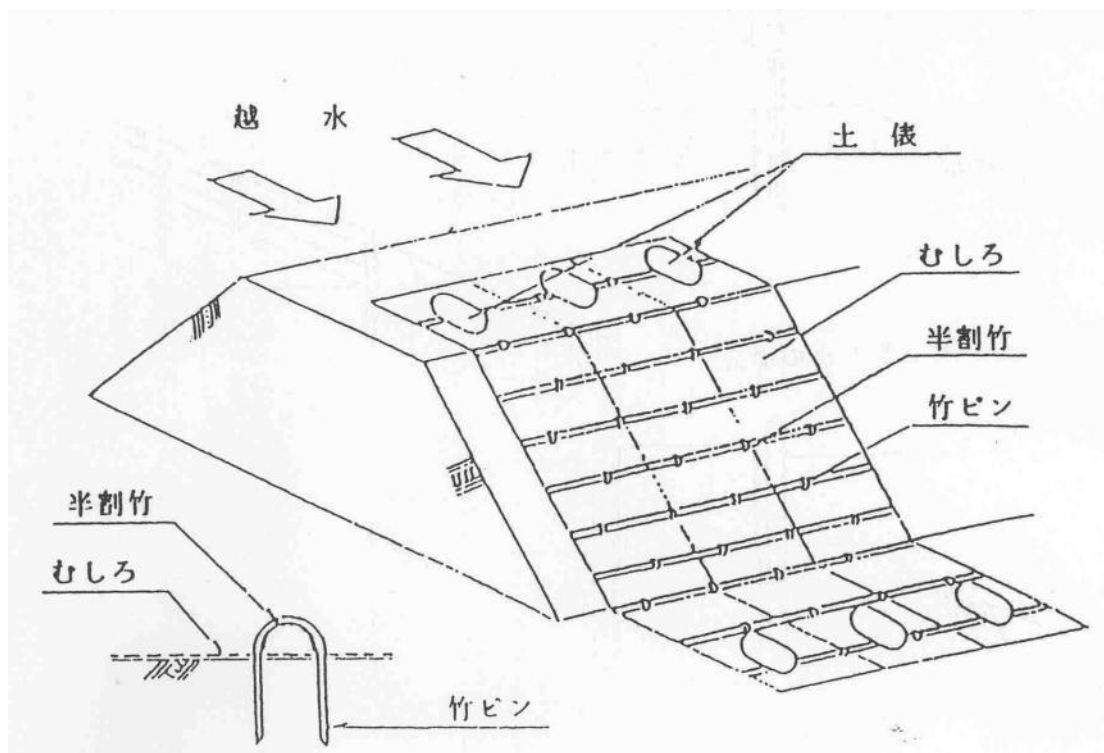
目的：越水したときの堤防崩壊防止

材料：むしろ、竹、土俵

工法：

- I)むしろを最下部、最下流から堤防に長手が平行になるようにおき、竹および竹ピンにてこれを押さえる。
- II)天端、小段、犬走りなどの平場に重り土俵 15m 内外の間隔で長手を堤防に直角になるように置く。
- III)天端にも十分むしろをかぶせ堤体を保護する。

図3 裏むしろ張工



3 浸水防止工法

(1) 釜断工(図4)

目的：裏のり尻平場の漏水、噴水をせき上げて圧力を弱める。

材料：土俵、土のう、塊土、むしろ、縄、防水シート、樋、鉄筋、パイプ

工法：

I)漏水または噴水口の周囲に直径2~3mの環状に積み上げ、この内に水をせき上げて圧力を弱める。

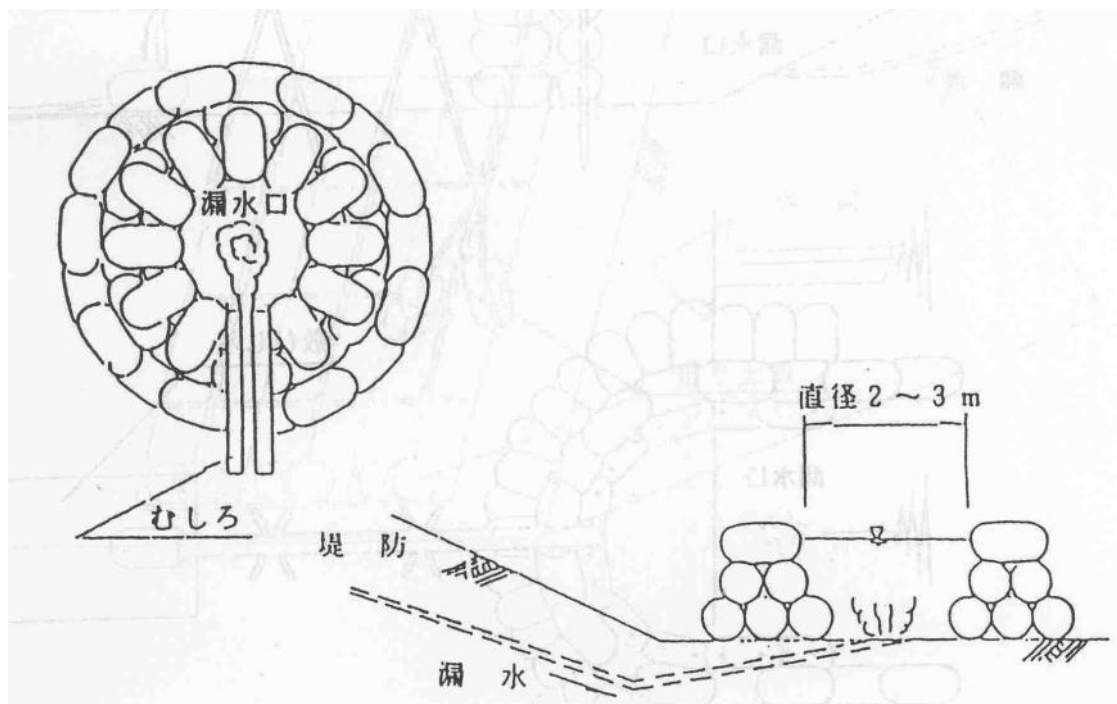
II)水流しにむしろを当て上透水を緩やかに放流させる。

III)土俵と土俵との間に塊土を詰め込んで十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐか、防水シートを全面に押し当てる。

IV)土俵が3段以上のときは杭または鉄筋棒を差し、または杭棚にして崩れを防ぐ。

V)漏水口をふさがないように注意して施工する。又土俵は漏水の水位より高く積み上げないこと。

図4 釜断工



(2)月の輪工(図5)

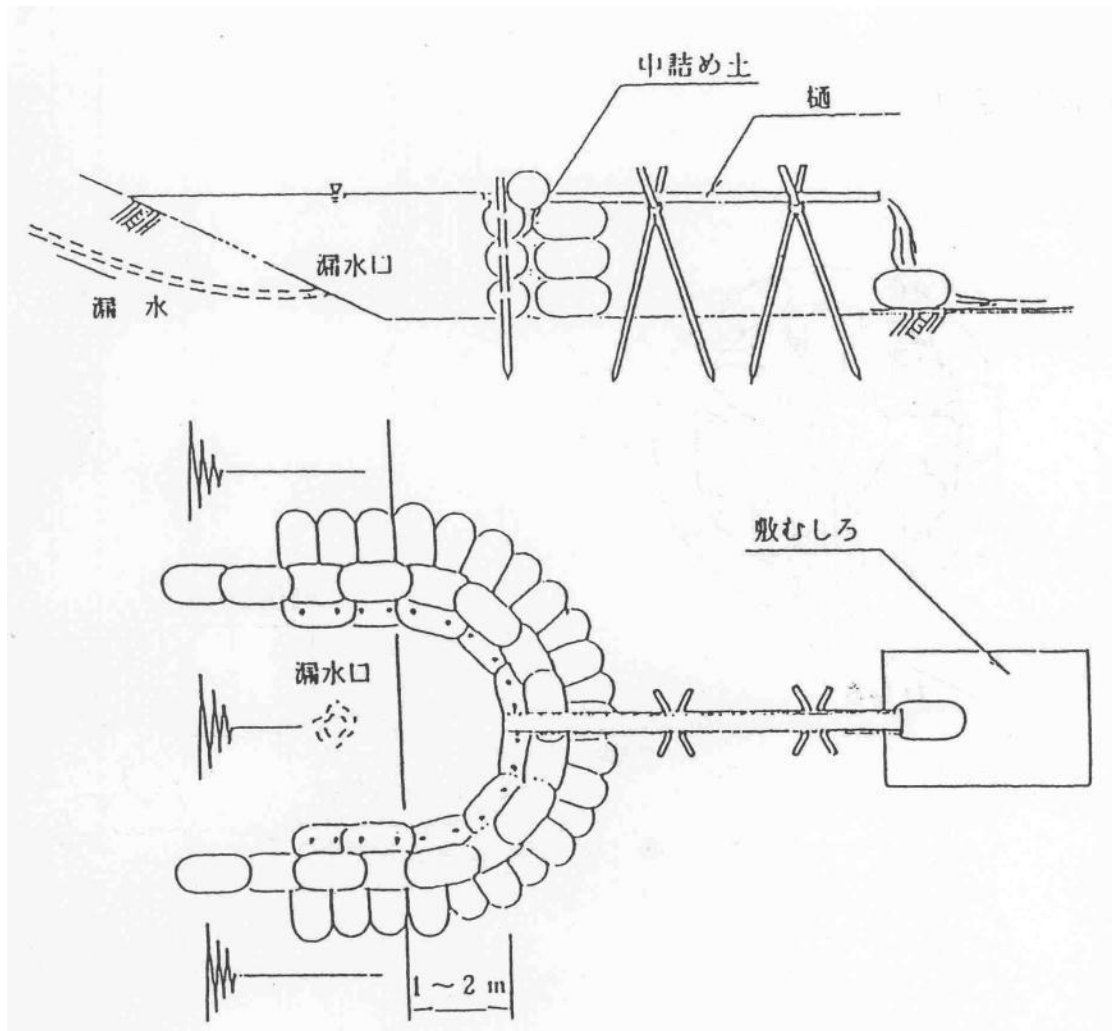
目的：堤防裏のりの漏水をせき上げて圧力を弱める。

材料：土俵、土のう、むしろ、塊土、樋、木杭、パイプ、防水シート

工法：

- I)漏水口の周囲のり先に水位を弱める程度の高さに土俵を半径1~2m程度の半月状に積み上げる。
- II)この中に漏水をためて、上透水を堤内に放流させる。
- III)上透水の流口にはむしろを当てその先に樋をかけて導く。
- IV)土俵と土俵の間には塊土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐか全面に防水シートを張る。

図5 月の輪工



(3) 継ぎむしろ張工

目的：堤防裏のり崩壊および透水防止

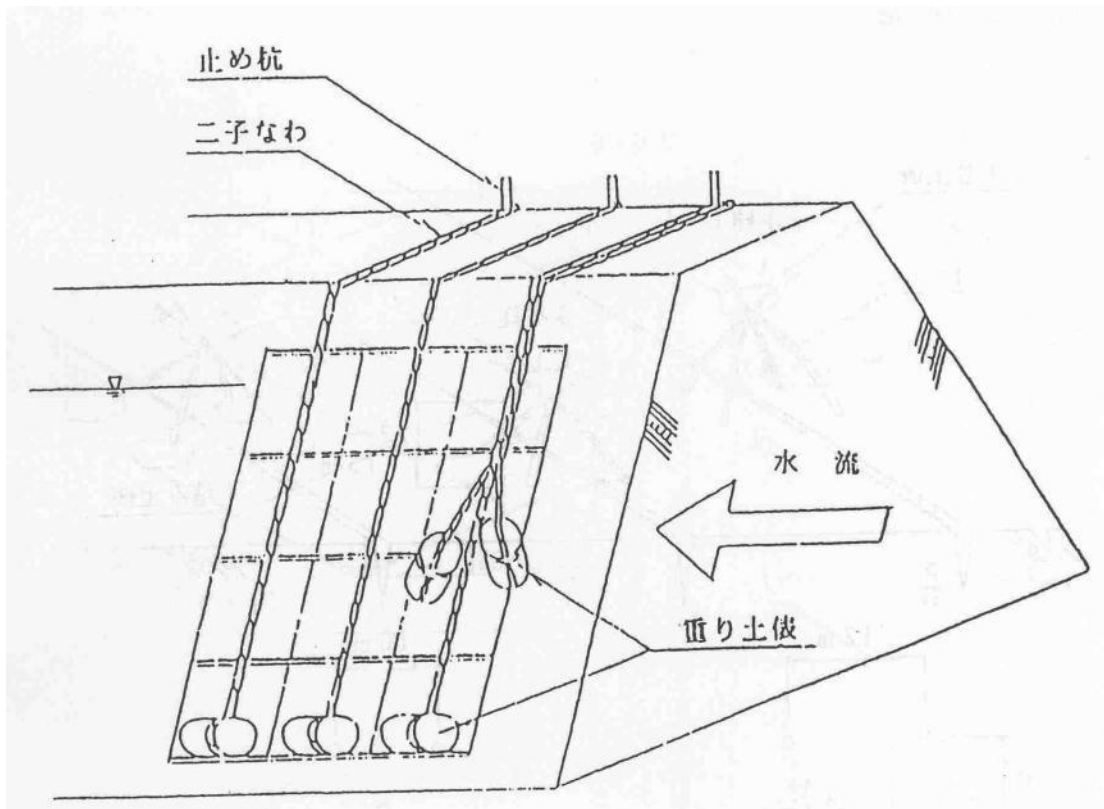
材料：むしろ、縄、竹、土俵、木杭、ロープ

工法：

I) 漏水箇所の全面ののり面にむしろを羽重ねにし、これを縄で縫い合わせ、0.5~0.9 mピッチに力竹を平行に縫い、最下端のむしろに重り土俵を取り付けて留め杭でこれを固定し、上流側に重り土俵をのせる。

II) 堤内で作って、すし巻き様にして天端から手繰り綱をつけて徐々におろす。

図6 継ぎむしろ張工



(4) 五徳縫工(図7)

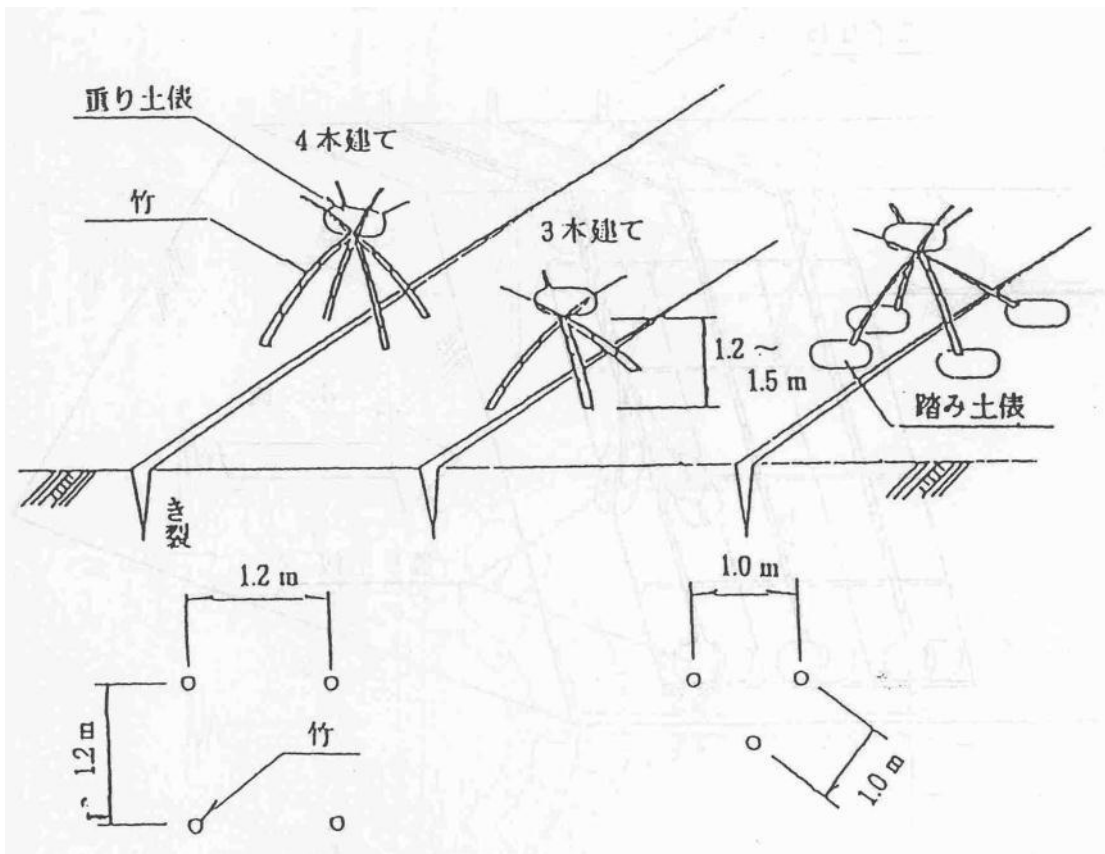
目的：裏のりあるいは天端の亀裂崩壊の拡大防止

材料：竹、土俵、縄、鉄線

工法：

- I) き裂をはさんで竹を3~4本一辺1mぐらいの3~4脚に堤体深く突き差し地上1.2~1.5mぐらいの所を縄または鉄線で結束する。
- II) この上に重り土俵をのせる。
- III) 施行箇所の地盤が特に軟弱なとき、または張芝のないときは、それぞれの竹に踏み土俵を用いる。
- IV) き裂の延長が長い場合は、何組かを適当な間隔に施す。

図7 五徳縫工



(5) 籠止め工(図8)

目的：裏のり堤防の亀裂または崩壊防止

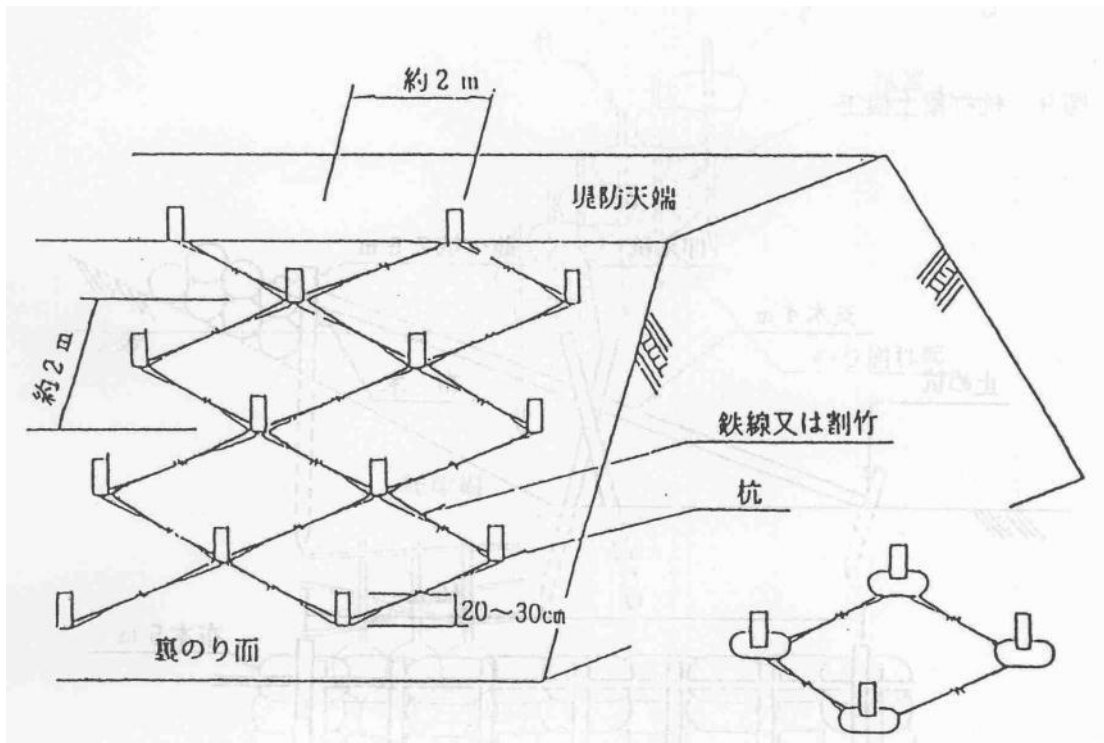
材料：木杭、割竹、縄、土俵、粗朶、鉄線

工法：

I) のり面に長さ 2~2.5m の杭を 2m ピッチに千鳥に打ち込み斜に各杭を割竹にてつぎ合わせる。

II) もし堤体が軟弱な場合は敷粗朶をなし、重り土俵をのせる。

図8 籠止め工



(6) 杭打積土俵工(図9)

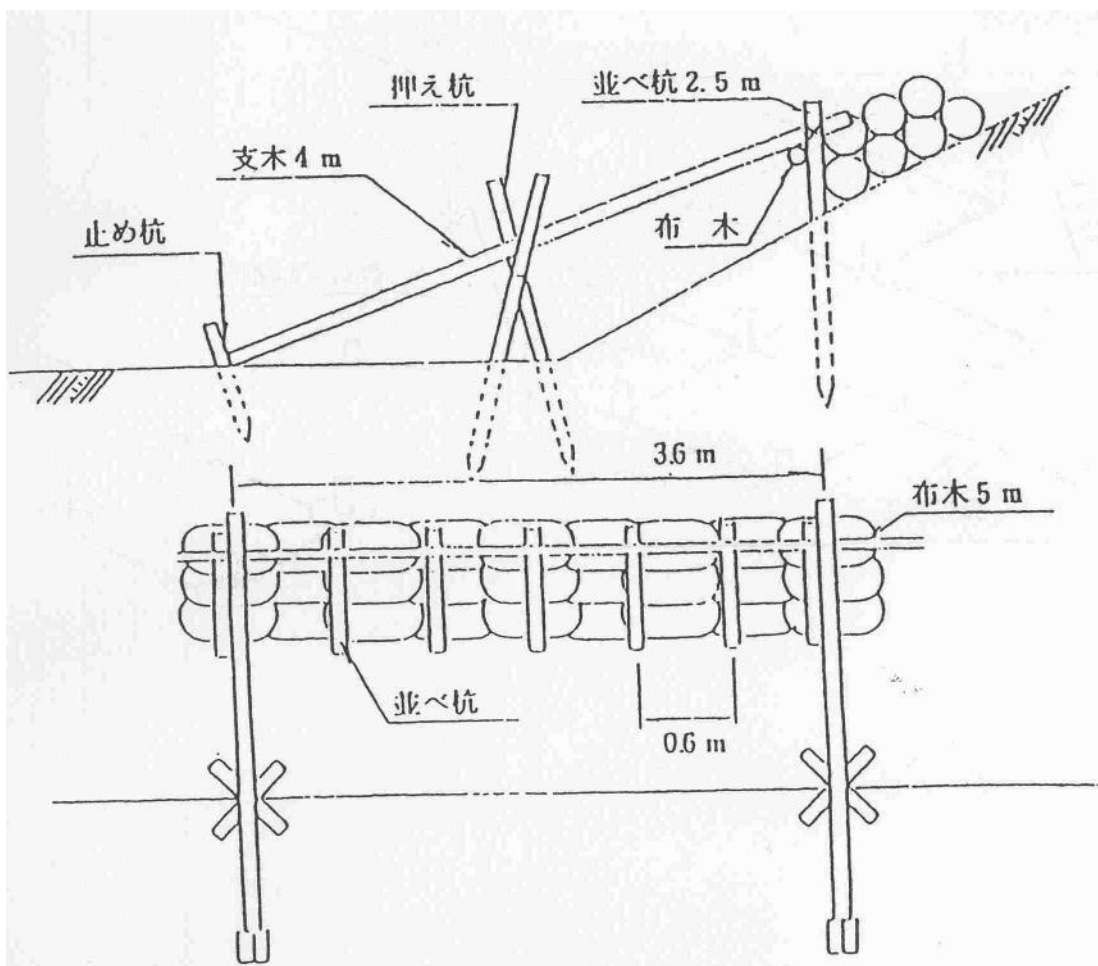
目的：堤防裏のり崩壊防止

材料：並杭、布木、支木、押杭、止杭、鉄線、土俵

工法：

- I) 裏のり面に並べ杭を 60cm ピッチで打ち込み、上部に布木を取り付ける。
- II) 支木を並べ杭 6 本につき 1 本ぐらいの割合で取り付け、支木の根元には止杭を 2 本並べて打ち込んでとめる。
- III) 支木を押さえるためには支木の中に押杭を 2 本合掌に打ち込み縄でしぼる。
- IV) 並杭とのり面との間に土俵を長手に積み上げる。
- V) なお、支木がはずれないように必要に応じて押杭の頭と止杭の所に重り土俵をのせる。

図9 杭打積土俵工



(7) 土俵羽口工(図 10)

目的：裏のり崩壊箇所の補強

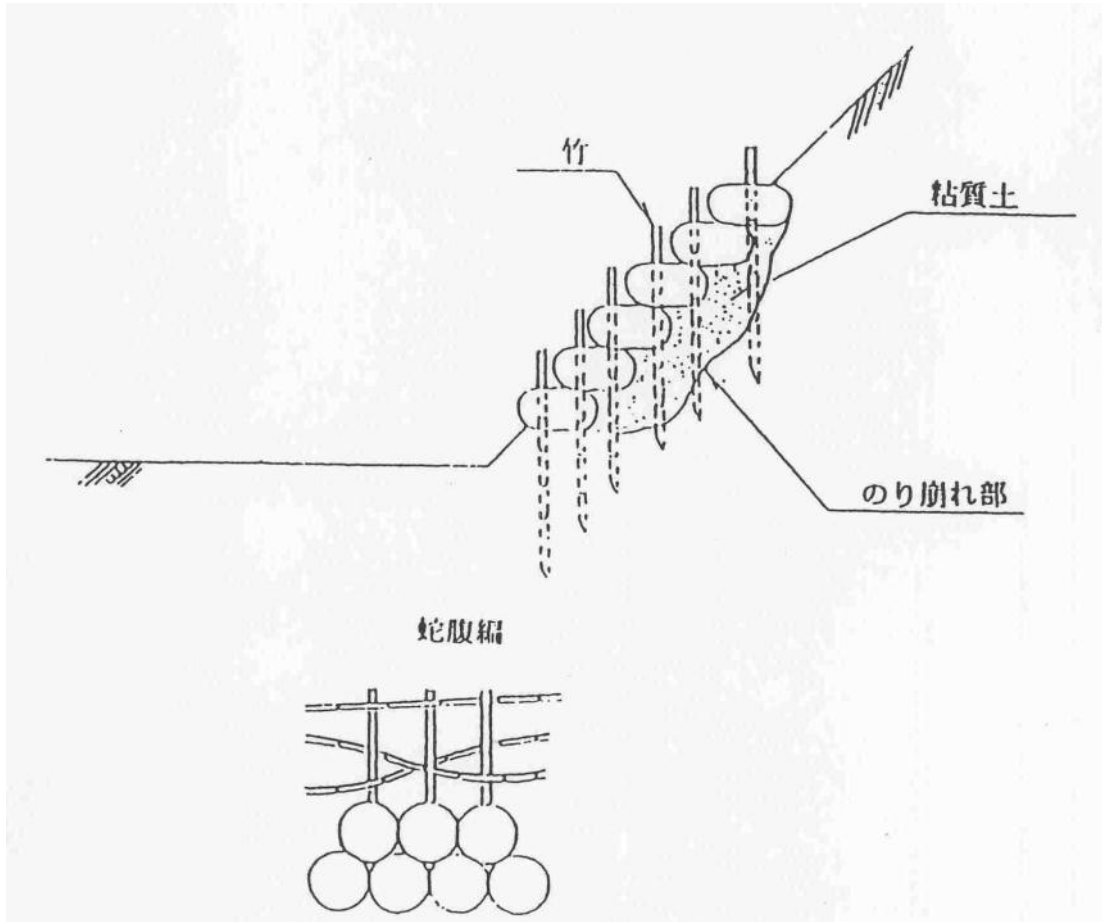
材料：土俵、竹、縄、土砂、割竹

工法：

I) 土俵を小口に並べて1層積んで蛇腹編みとし、その上に土をしいて踏みならす。

II) 順次半俵引きの勾配で土俵を積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。

図 10 土 俵 羽 口 工



(8) 折返し工(図 11)

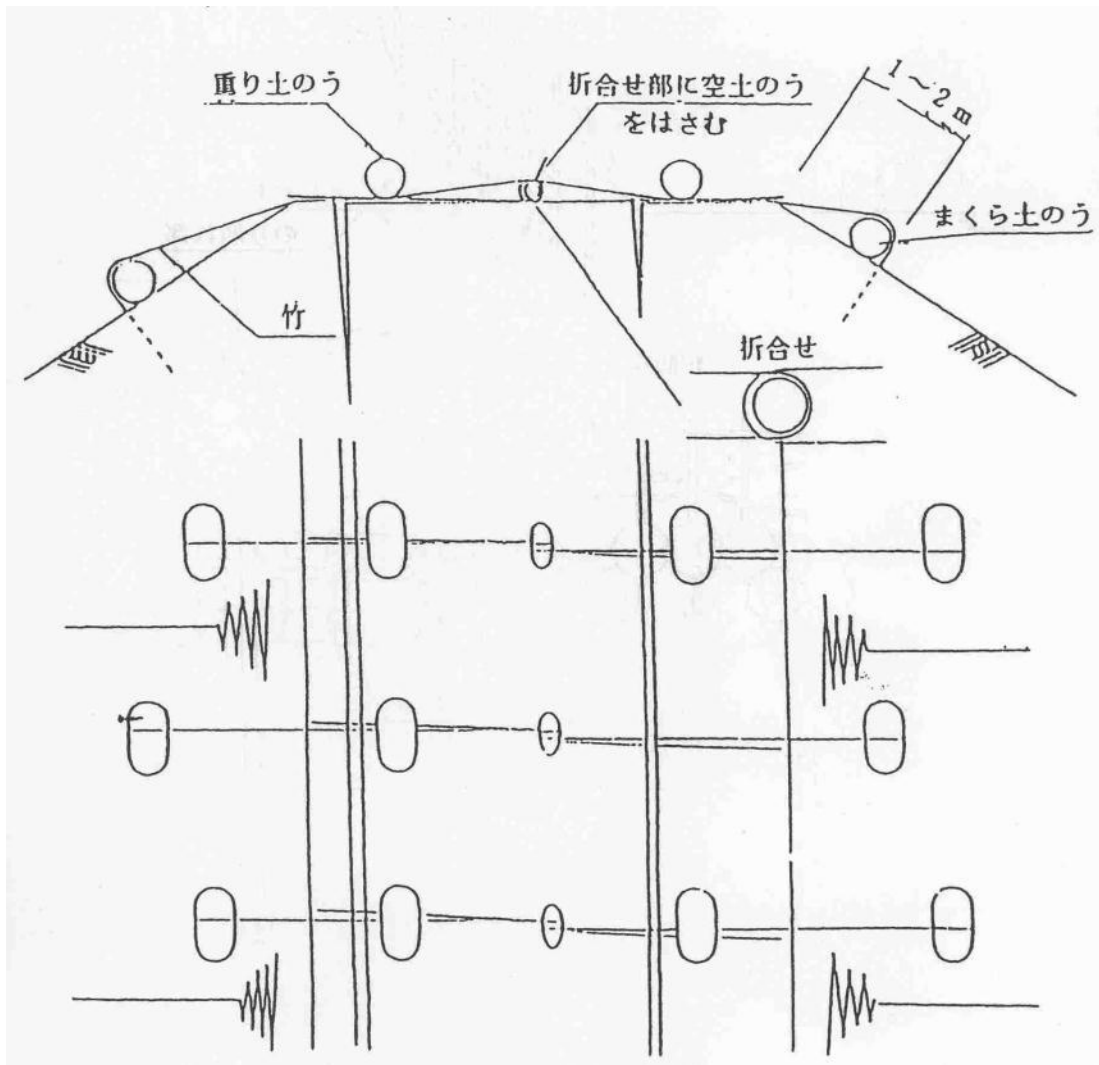
目的：堤防天端の亀裂拡大防止

材料：土俵、棧俵、二子縄、竹

工法：

- I) 天端の表および裏のりに1~2mピッチに竹を突き差し、その根元に土俵を置き、これを枕にして竹を折り曲げる。
- II) 天端で双方の竹を折り返して引きかけて二子縄で結束する。
- III) 竹の折返し部分は折損しやすいため、棧俵などを丸めてしんにする。
- IV) 折返しは数組施工する場合は竹の立て込み位置を千鳥形にして、亀裂の生じないようにする。

図 11 折 返 し 工



4 洗掘防止工法

(1) 木流し工(図 12)

目的：流木を緩和して堤防表のり面洗掘の拡大防止

材料：樹幹(松・杉・檜・椎・檜・柳)等の枝葉の茂ったもの。土俵、留杭、鉄線またはロープ、割竹

工法：

I) 樹木の枝に重り土俵を結びつけ、木の根元を鉄線または割竹あるいは丈夫なロープ

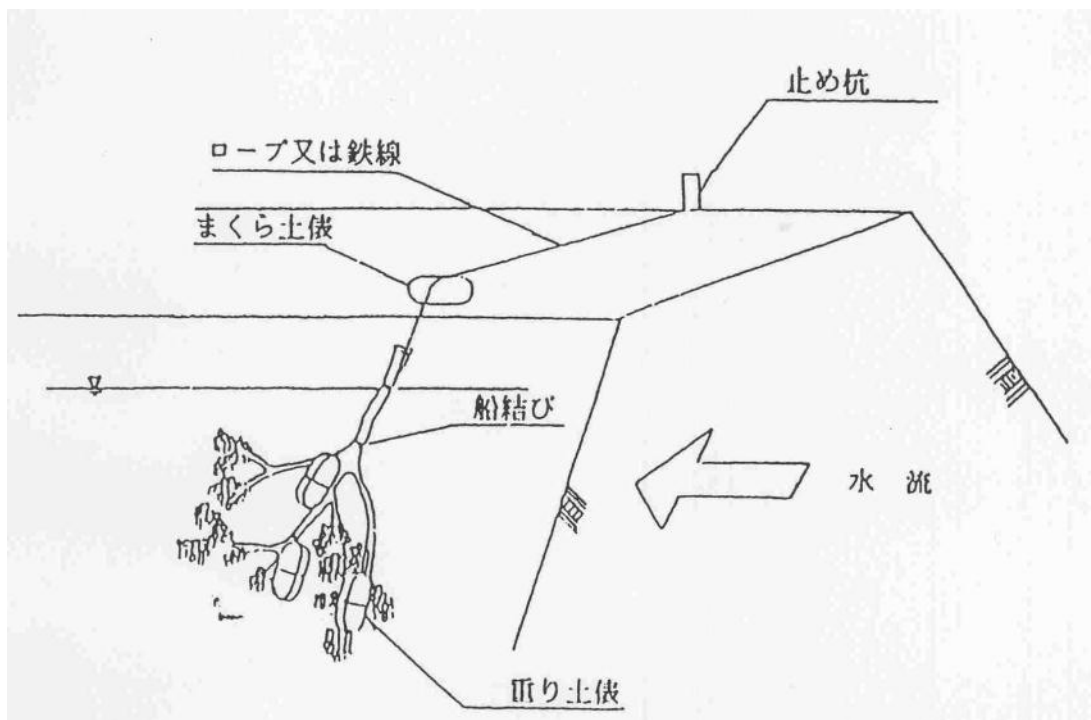
II) この樹木を上流より流しかけて洗掘のり面に落ち着くようにし、ロープを天端の留杭

III) 樹木を流すときに命綱を腰につけた者が水中に入り、かいしゃく(介錯)をする。

IV) 表のり肩に枕土俵(または丸太)をおく。

V) 枝を用いる場合は数本結束して立木のないところでは葉付で「竹流し」をする。

図 12 木 流 し 工



(2) わく入れ工(図 13)

目的：流れを緩和し堤脚崩壊面の拡大を防止する。

材料：杭丸太、蛇籠、結束鉄線、玉石

工法：

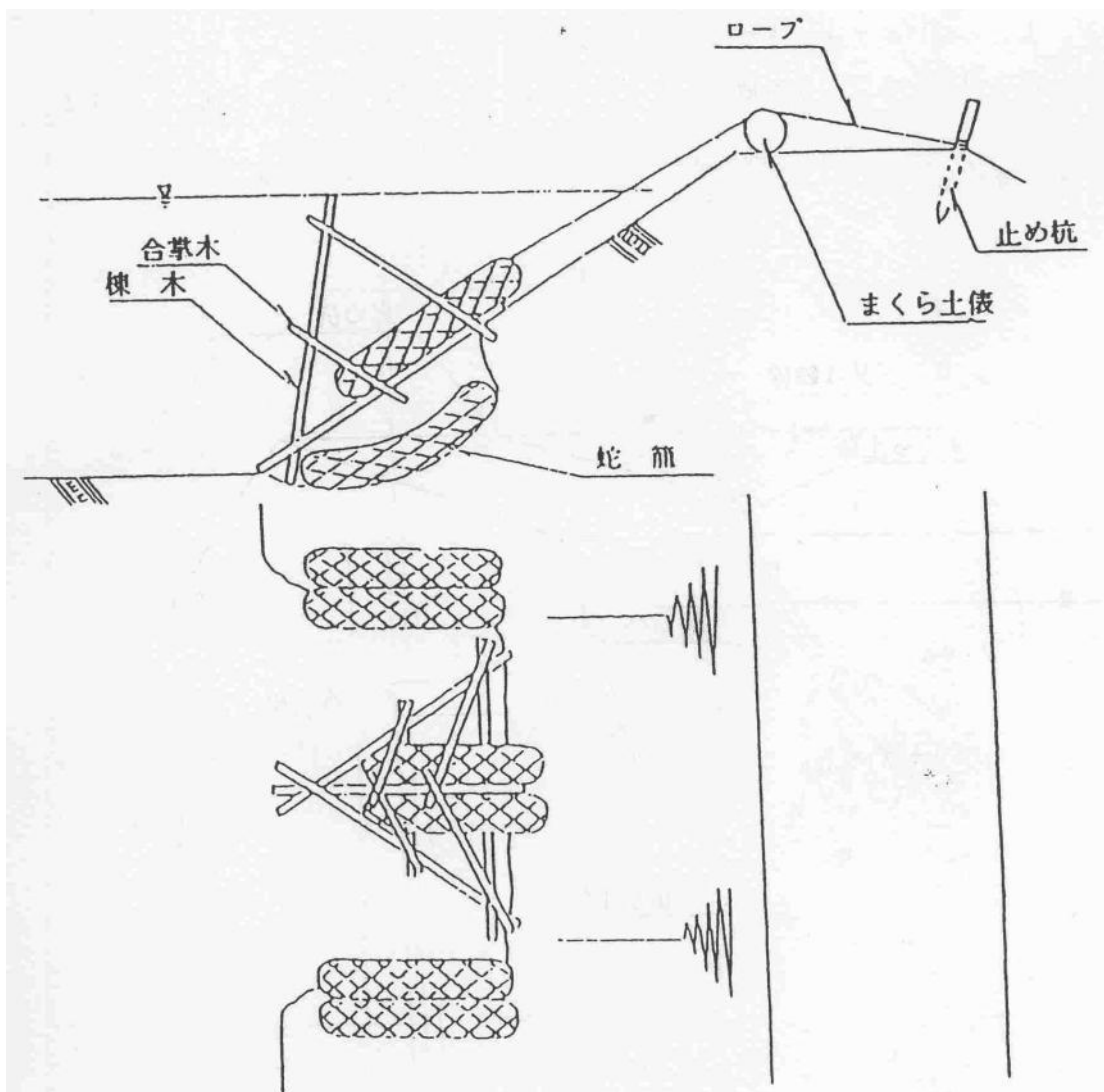
I) 合掌木を三角形に組んで各交差箇所を鉄線で十分結束して起こす。

II) ついで棟木を取り付ける。

III) 敷成木を土俵で抜けぬ程度に並べて結束し、側当木を取り付ける。

IV) 組立てが終わったら予定箇所に沈めると同時に命綱をつけた者がこのの上に乗る、浮き上がるのを押さえつけつつ土俵または蛇かごを入れる。

図 13 わく入れ工



(3) 築回し工(図 14)

目的：崩壊堤防のり断面の補強

材料：杭木、竹、土俵

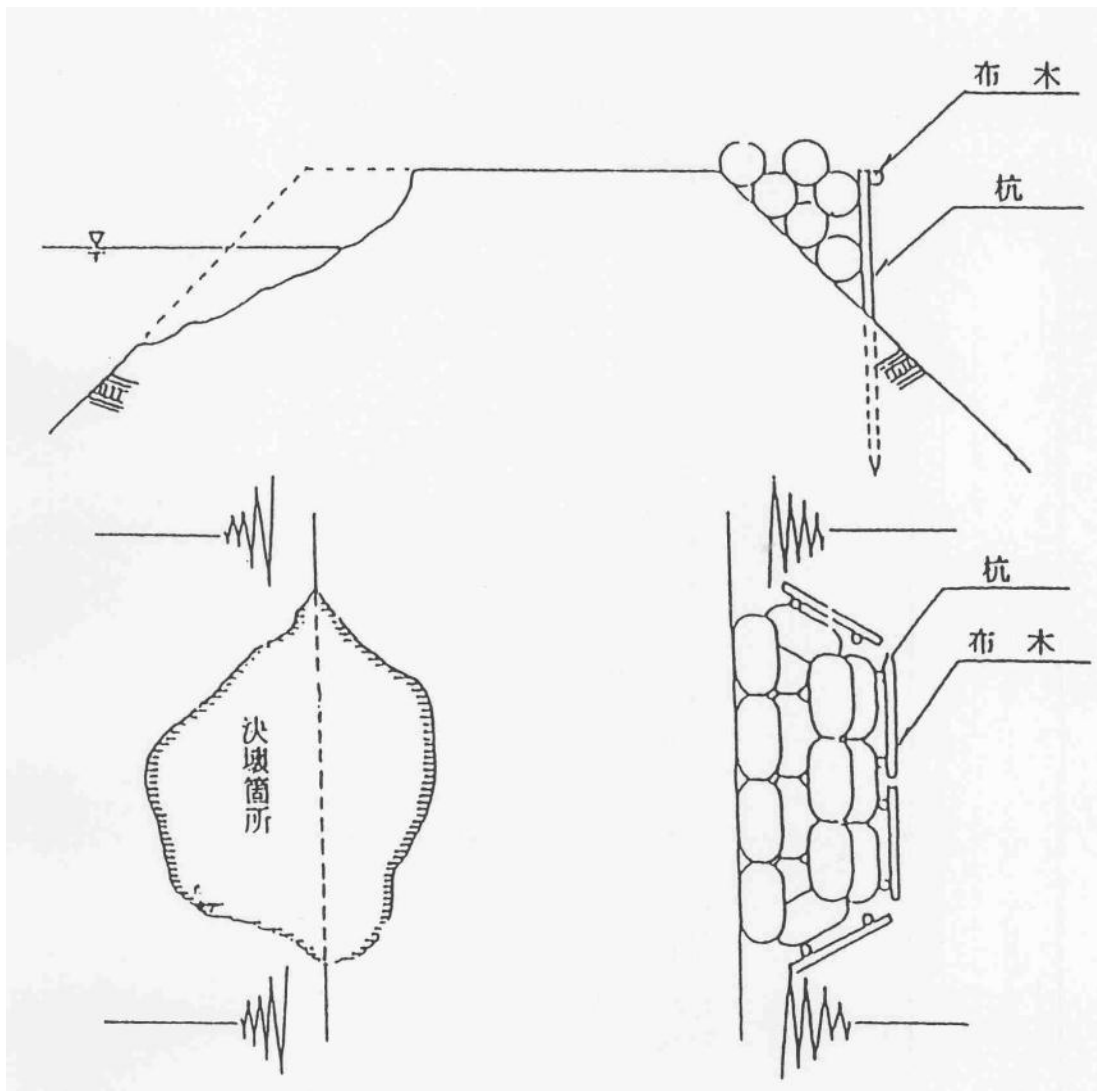
工法：

I) 杭を 90cm 間隔に打ち込みこれに竹棚を編みつける。

II) 内側に土俵をつめる。

III) 表のり崩壊箇所にもしほ張などを行って崩壊の拡大防止をする。

図 14 築回し工



水防工法一覧表

現象	工法	工法の概略説明	主に使用される箇所、河、川	主要材料	適要	
越水	積土俵	堤防天端に土俵または土のうを何段か積み重ねる。	一般河川	土俵、杭、または竹	応急嵩上げ工	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板を当てる。	都市周辺河川(木材の得やすいところ)	杭、板	〃	
	蛇籠積み	堤防天端に土俵の代わりに蛇籠を積む。	急流河川	蛇籠、詰石、むしろまたは防水シート	〃	
	裏むしろ張り	堤防裏のり面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の固い場所	むしろ、縄、竹、土俵	応急越流堤工	
浸漏 水 透	川裏対策	釜段	裏小段裏のり先平地に円形に積土俵する。	一般河川	土俵、むしろまたは防水シート、杭、または竹、鉄筋棒、樋	漏水緩和
		月の輪	同上でのりにかかり半月形に積土俵する。	同上	同上	〃
	川表対策	詰土俵	川表の漏水口に土俵を詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ	土俵、縄、むしろ、杭、竹	漏水止め工
		継ぎむしろ張り	川表の漏水水面にむしろを垂れ被覆する。	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	むしろ、縄、竹、杭、土俵	表のり決壊工にも用いる
		むしろ張り	川面の漏水面にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ	むしろ、竹、縄、土俵	漏水止め工
		畳張り	上記むしろの代りにたたみを用いる。	同上	古畳、杭、土俵、縄	〃

現 象	工 法	工 法 の 概 略 説 明	おもに使用される箇所、河、河	主 要 材 料	摘 要	
浸 透	裏のり亀裂	五 徳 縫 い	裏のり面の亀裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、土俵、鉄線	き裂防止
		竹 挿 し	裏のり面の亀裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	同上	竹、土俵	滑動防止
		力 杭 打 ち	裏のり先付近に大きな杭を並べる	粘土質堤防のすべり面にそい滑動するもの	杭、竹、土俵	すべり面に沿い滑動
		籠 止 め	裏のりを菱形様に杭打ち竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土俵、粗朶	滑動防止
	裏のり破崩壊	立 籠	裏のり面に蛇籠を立て被覆する。	砂質堤防 急流河川	蛇籠、詰石、杭	裏のり補強
		杭 打 ち 積 土 俵	裏のり面に杭を打ち並べ中詰に土俵を入れる。	砂質堤防	杭、布木、土俵、鉄線	〃
		土 俵 羽 口	裏のり面に土俵を小口に張り上げる。	一般堤防	土俵、竹または杭	〃
		築 回 し	裏のり面に杭を打ち中詰土俵を入れる。	同上	土俵、杭棚材、布木	〃
		繫 杭 打	杭を数列のりの上下に打ち並べこれを連結し、中詰土俵を入れる。	同上	杭、丸太材、縄、土俵	〃
		棚 搔 ぎ 詰 土 俵	上記の工法とほぼ同じで棚をかく。	同上	杭、棚材、そだ、土俵	〃

現象	工法	工法の概略説明	おもに使用される箇所、河、川	主要材料	摘要	
浸透	天端付近の亀裂	折返し	天端の亀裂を両肩付近に竹を挿し折り曲げて連絡する。	粘土質堤防	竹、土俵、縄	き裂防止
		杭打ち繋ぎ	同上、竹の代わりに杭を用い鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線	〃
		控取り	亀裂が天端から裏のりにかかるもの、折り返しと同様。	粘土質堤防	竹、土俵、縄	〃
		繋ぎ縫い	同上の現象で杭打ち繋ぎと同様。	砂質堤防	杭、鉄線、土俵	〃
洗掘	木流し	樹木を重り土俵をつけて流し被覆してやる。	急流河川	立木、土俵、縄、鉄線、杭	洗掘防止	
	むしろ張り畳張り継ぎむしろ張り	堤防表のり面をむしろまたは畳で被覆する。	芝付き堤防で比較的緩流河川	むしろ、縄、竹、土俵、畳	〃	
	築回し	裏のり面に杭を打ち中詰土俵を入れる。	凸側堤防、他の工法と併用	杭棚材、布木、土俵、板	洗掘防止、裏のり崩壊の断面補充にも用いる	
	立籠	表のりに蛇籠を立てて被覆する。	砂利堤防、急流河川	蛇籠、詰石、杭、鉄線	洗掘防止	
	わく入れ	川倉、牛わく、猪の子などを入れる。	急流河川、かなり河幅の広い河川	わく工材	〃	
	捨石	大きな石または石表などを投入する。	急流河川	石、石表	〃	

Ⅷ-9 新震度階級

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定な物は倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 建物の状況

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がはいることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにおおきなひび割れ・亀裂はいるものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- ※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状態でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※3 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※4 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

3 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる。下水管やマンホールが浮き上がる。建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては、天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

4 ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度の以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガスの供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業所の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）
電話等通信の障害	地震災の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のために自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

5 大規模構造物への影響

長周期振動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期振動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- ※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の震動波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

Ⅷ-10 災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針

(令和4年3月)

災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針

1. 趣旨

災害時における安否不明者ならびに行方不明者および死者の氏名等の公表は、救助活動の効率化や情報の錯そうによる混乱回避に繋がりをすることから、災害時の円滑な運用を目的とし、公表方針を予め定めるものである。

なお、この方針については、今後、国からのガイドライン等が示された場合や運用の状況等をふまえ、適宜、見直しを行うものとする。

2. 用語の定義

安否不明者：当人と連絡がとれず安否がわからない者

死者：災害が原因で死亡した者

行方不明者：災害が原因で所在不明、かつ死亡の疑いがある者

3. 公表の方針

①安否不明者

災害時において、安否不明者の氏名等の情報を公表することが救出・救助活動に資する場合は、住民基本台帳の閲覧制限または住民票の写し等の交付の制限の対象者である当該安否不明者に係る情報を除き、原則として公表する。

公表に際しては、予め、氏名等の公表について家族等の同意を得るよう努めるものとする。ただし、家族等の意向の確認に時間を要する場合はこの限りでない。

②死者・行方不明者

原則として公表しない。

ただし、大規模災害時において、死者または行方不明者の氏名等を公表することが公益上特に必要があると認める場合は、氏名等の公表についてその家族等が同意した死者または行方不明者（住民基本台帳の閲覧制限または住民票の写し等の交付の制限の対象者を除く）の氏名等を公表することができる。

4. 公表内容

氏名、住所(町・大字まで)、年齢、性別、被災の状況を公表することを原則とする。ただし、死者・行方不明者にあつては、家族等の同意を得られた範囲の情報に限る。

5. この公表方針は、市町や警察の公表方針を妨げるものではない。

[X 様式等]

区-3 災害被害即報様式(その3-農業関係被害、避難勧告等)

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害対象					被害面積	備考 (被害の程度・規模等)	
		市町村名	地先名		田畑	農作物	林地	農業施設	林道			

農業関係被害等についての区分

8-1	農作物被害	8-2	農地被害	8-3	農地被害施設	8-4	林地被害	8-5	林道被害
-----	-------	-----	------	-----	--------	-----	------	-----	------

区-4 「第1号様式(火災)」

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県名	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災の種別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮火日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態 用途				事業所名(代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者		人			
	重傷		人			
	軽傷		人			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟] 計 棟	焼損面積	m ² (林野 a)	
		半焼棟				
		部分焼棟				
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助 活動状況						
その他参考事項						

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない場合は、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

Ⅸ-5 「第2号様式(特定の事故)」

第 報

- 事故名 {
- 1. 石油コンビナート等特別
防災区域内の事故
 - 2. 危険物に係る事故
 - 3. 原子力災害
 - 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1.火災 2.爆発 3.漏えい 4.その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種.第一種. 第二種等.その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1.危険物 2.準危険物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス		物質名			
	5.毒劇物 6.RI等 7.その他()					
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他()					
施設の概要			危険物施設 の区分			
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者			
			重症 人(人)			
			中等症 人(人)			
			軽症 人(人)			
消防防災活動状 況および救急・ 救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
	事業所			自営防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)	台		
			消 防 団	台		
			消防防災ヘリコプター	機		
			海上保安庁	人		
			自 衛 隊	人		
		そ の 他	人			
警戒区域の設定 月 日 時 分						
使用停止命令 月 日 時 分						
その他参考事項						

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

Ⅸ-6 「第3号様式(救急・救助・武力攻撃災害等)」

第 報

消防庁受信者氏名		報告日時	年 月 日 時
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)	
	計 人	{ 重傷 人(人) 中等傷 人(人) 軽傷 人(人)	
不明 人			
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注)負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がと

れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

Ⅹ-7 第4号様式(その1)「災害概況即報」

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 分 時 日			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住宅被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床下浸水	棟
							一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

(注)第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確

認」等)を記入して報告すれば足りること。)

区-7の2 第4号様式(その1) 別紙

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

区-8 第4号様式(その2)「被害状況即報」

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県	災害名		区	分	被	害	区	分	被	害	災	等	都道府県																	
災害名	第 報		そ	田	流失・埋没	ha	公	立	文	教	施	設	市町村																	
報告番号	(月 日 時現在)			冠	水	ha	農	林	水	産	業	施		設																
報告者名				畑	流失・埋没	ha	公	共	土	木	施	設		千	円															
区	分	被		害	冠	水	ha	そ	の	他	の	公		共	施	設														
人的被害	死	者		人	文	教	施	設	小	計	千	円		策	置															
	行	方		不	明	者	人	病	院	路	千	円		本	状															
	負傷者	重		傷	人	道	橋	り	よ	う	農	業		被	害	千	円													
		軽		傷	人	河	川	箇	所	の	水	産		被	害	千	円													
住家被害	全	壊		棟	砂	防	箇	所	の	商	工	被		害	千	円														
				人	清	掃	施	設	他	そ	の	他		千	円															
	半	壊	棟	崖	く	ず	れ	被	害	船	隻	被	害	総	額	千	円													
			人	鉄	道	不	通	災	害	の	概	況	119	番	通	報	件	数	件											
	一	部	破	損	棟	水	道	戸	応	急	対	策	の	状	自衛隊の災害派遣	その他														
					人	電	話	戸	消	防	機	関	等	の			活	動	状											
非住家	公	共	建	物	棟	ガ	ス	戸	の	状	況	自	衛	隊	の	災	害	派	遣											
																				部	破	損	棟	世	帯	数	人	件	件	件
																				床	上	浸	水	人	建	危	険	物	件	件

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

区-9 第5号様式「災害確定報告」

市町村		草津市		区	分	被害
災害名				田	流失・陥没	ha
確定年月日		月 日 時確定			冠 水	ha
報告者名				畑	流失・陥没	ha
					冠 水	ha
区 分		被害		文 教 施 設	箇所	
人的被害	死者	人		病 院	箇所	
	行方不明者	人		道 路	箇所	
	負傷者	重 傷	人	橋 梁	箇所	
		軽 傷	人	河 川	箇所	
住家被害	全 壊	棟		港 湾	箇所	
		世帯		砂 防	箇所	
	半 壊	棟		清 掃 施 設	箇所	
		世帯		崖 崩 れ	箇所	
	一部損壊	棟		鉄 道 不 通	箇所	
		世帯		被 害 船 舶	雙	
	床上浸水	棟		水 道	戸	
		世帯		電 話	回線	
		人		電 気	戸	
	床下浸水	棟		ガ ス	戸	
世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
非住家	公共建物	棟		罹 災 世 帯 数	世帯	
		人		罹 災 者 数	人	
	その他	棟		火 災 発 生	建 物 件	件
				危 険 物 件	件	
				そ の 他	件	

区	分	被害	都 道 対 策 部	名 称	
公立文教施設	千円		農 林 水 産 部	設 置	月 日 時
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共	千円				
小 計	千円				
公共施設被害	団体		災 害 救 助 法 村 名	計	団 体
そ の 他	農産被害	千円			
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
その他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被害総額	千円		消 防 団 出 動 延 人 数	人	
備 考	災 害 発 生 場 所				
	災 害 発 生 年 月 日				
	災 害 の 種 類 ・ 概 況				
消 防 機 関 の 活 動 状 況					
そ の 他 (避 難 勧 告 ・ 指 示 の 状 況)					

区-10 被害即報事項事例

別表 2(被害即報事項例示)

事 項	例 示
(1) 市町村災害対策本部設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風×号の接近に伴い○月○日○時災害対策本部を設置、 第2号配備体制(職員約○○名配置)を指示
(2) 主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	○○川は○○地点において○○時警戒水位に達し、今後も水 位は上昇する見込みである。 ○○川は○○地点において○時頃○米にわたり決壊し、浸水 家屋多数発生現在水防団員○○名が出動し、応急復旧作業中
(3) びわ湖水位上昇に伴う被害状 況	びわこ水位上昇に伴い○○地区の湖岸○○ha 浸水、農作物○ ○の状態
(4) 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通の状況	県道○○線は○時頃がけくずれのため○○地点において不 通となった。復旧の見透しは現在のところ不明、○時以降管 内のバス交通はすべて運休
(5) 電力通信関係の情報 (停電状況、と絶状況等)	○時以降管内○○地区約○○○戸が停電中 ○時以降町役場と○○地区間の電話不通
(6) 水道施設関係の情報 (断水状況等)	○時以降停電に伴い○○地区約○○戸が断水中給水車○台 を派遣し、緊急給水中(今後自衛隊の派遣を要請するかもし れない。)
(7) ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	○時以降○○地区約○○戸がガス供給停止、復旧の見透しは 不明
(8) 避難関係の情報 (避難指示発令状況、避難理由、 避難世帯数、避難場所)	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるので、○時○○地 区約○○○世帯に対し避難指示を発令した。 現在約○○○世帯が○○小学校に避難中
(9) 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、 性、年齢)	○○時頃○○において、がけくずれのため男○名が生き埋め になった。現在地元消防団員約○○○名が出動し救出にあた っている。
(10) 住家の被害状況 (全壊、全焼、流出、半壊、床上 浸水、床下浸水等の概況、原因 等)	○○川が○○地区において、溢水し付近の住宅約○○戸が床 上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水 決壊し、市内一円にわたって約○○○戸の浸水家屋が発生し ているもよう。なお今後も増加する見込みである。(災害救助 法適用基準に達するかもしれない。)

事 項	例 示
(11) 非住家の被害状況 (学校、公民館公共的施設、その他主要な建物の被害状況)	○時頃○○小学校の講堂、瞬間最大風速○○米の強風により倒壊した。
(12) 市町村災害対策本部のとした 主な応急対策実施状況	○○地区○○時に避難指示を発令。 現在○○避難所に収容中の○○名に対し、炊出しを実施中 ○○川の決壊箇所に消防団員約○○○名を出動させ応急 復旧作業中
(13) 県への要請事項 (市町村災害対策本部が応急対策 を実施するための必要資機材の 調達斡旋に関する要請等)	○○川が決壊したので、水防用の土のう○○○袋至急調達 して送付してほしい。○○地区が孤立しているので、カン パン○○筒を空輸してほしい。 防疫用の薬剤○○kg至急調達してほしい。
(14) 災害写真 (フィルムおよび説明書添付した もの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路堤防の決壊、橋梁の流失、 その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真
(15) 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	○○地区で○月○日から連絡つかず、住民の動向が懸念さ れる。
(16) 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的 に多数の死傷者の出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、とられつつある措置等
(17) 作業日報	市町村における主要の活動状況について毎日 17 時現在 で、とりまとめ報告する。ただし緊急なものについてはそ の都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 ① 災害対策本部の設置状況(開設、閉鎖の日時) ② 避難指示の状況避難場所設置状況(ヶ所数、人員) ③ 消防機関の活動状況(作業内容別、団員数、職員数) ④ 応援措置、救助活動の概要 ⑤ 音信不通、状況の把握できない地区名

区-11 パトロール結果報告書

パトロール結果報告書		調査区域	_____
報告者	_____ 班 _____		
パトロール日時	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分		
パトロール場所	パトロール時間	現場状況	
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		

区-12 水防実施状況報告書

水防実施状況報告書

管理団体名									指定・非指定の別							
水防実施時の台風または豪雨名									報告年月日 年 月 日							
場所		川 岸		左 地先		右		m		人	手当	円	円	円		
日時		自		月		日					その他	円	円	円		
出動人員数		消防機関に		属する者		人		その他		計	円	円	円			
水防作業の概況および工法		工法		箇所		m				物件費	資材費	円	円	円		
水防の結果		堤防		田		畑		戸			道路	円	円	円		
効果		m		h a		h a		戸		m	m	人	合計	円	円	円
被害		m		h a		h a		戸		m	m	人	かます俵	枚	枚	枚
													むしろ	枚	枚	枚
													なわ	kg	kg	kg
													丸太	本	本	本
													その他			
他の団体よりの応援の状況									立退きの状況およびそれを指示した理由							
居住者出動状況									水防功労者の氏名年齢所属およびその功績概要							
警察の援助状況									堤防その他の施設等の異常の有無および緊急工事を要するものが生じた時はその場所および損傷状況							
現場指導官名									水防活動に関する自己批判							
水防関係者の死傷									備考							

Ⅸ-13 災害情報等受理通報書

様式第1号

災害情報等受理通報書

災害対策本部(総括班)

1) 情報等受理内容

受理(入手) 日 時	年 月 日	AM 時 分 PM	受理者名	
受 理 (入手)先	機関名 氏 名			
情報等内容要 点	被害箇所			
	被害情報等の要点			

2) 情報等処理内容

処理日時	年 月 日	AM 時 分 PM	処理者名	
通報・指示 要請先	班(班長・副班長・連絡員) (その他)			
処理内容要点 を箇条書きに する。	区分	通報・指示・要請・その他 (該当するものに○を付すこと。)		
	班			

災害時通報・指示・要請の対応結果報告書

班長
班 副班長名
連絡員

通報・指示 要請番号	No.			
対応	対応日時	年 月 日	AM 時 分 PM	
	内容(詳細に記入すること)			
応援を求め た班名				

Ⅸ-14 家屋被害調査結果報告書
様式第2号

家屋被害調査結果報告書

[班 課]

報告者氏名		報告日時		年	月	日	時	分
町内会名								
住家・非 住家別	非住家 の種類	被災世帯名	住 所	家族数	被災の状況		便槽への 浸 水	
					床上	床下		
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
住・非						床上	cm	有・無
計						床上	戸	
						床下		

※○ 住家・非住家の別欄は該当するものを○で囲んでください。非住家の場合はその種類を記入してください。(倉庫・車庫等)

- 被害状況の区分欄は、浸水、全壊、半壊、一部損壊、流出等を記入してください。
- 家族数、浸水の床上、床下の別は、関係機関に報告する関係上、必ず記入してください。

区-15 り災者台帳
様式第3号

り災者台帳

(表面)

(年 月 日現在)

世帯主	氏名		住所		
	生年月日		避難先		
	性別		連絡先		
り災事項	被災日時		被災場所		
	災害の原因	台風 号	大雨 洪水	強風 暴風 地震	
	住家	所在地			
		種別	自家 自家以外	棟数	棟
		被害の程度	全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 準半壊に至らない (一部損壊)		
	非住家	所在地			
		種別	自家 自家以外	棟数	棟
		被害の程度	全壊 半壊 全焼 半焼 流失 一部破損		
	家財	流失 滅失 焼失	き損	分の1以上	
	生命	死亡 人、行方不明	人、重傷	人、軽傷 人	
	その他				
	調査状況				
	調査申請日	(第一次)	(第二次)	(再)	
	調査実施日	(第一次)	(第二次)	(再)	
証明書交付状況					
世帯員	氏名	続柄	性別	生年月日	
必要な救助	避難所 応急仮設住宅 炊き出し 飲料水 被服寝具 医療 助産 救出 住宅応急修理 学用品 埋(火)葬 死体搜索 死体処理 障 害物除去 災害弔慰金 災害救護資金 その他()				
要配慮者該当事由等					

(注)生命のり災害程度を世帯人員の備考欄に記入のこと

(裏面)

月 日	援 護 状 況 等

(注) 援護状況等には、救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を記載し、できれば義援金品の内容を明記すること。

リ 災 証 明 書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯人員	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	備考

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地			
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）		
被害区分	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 埋没		
住家の種別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家	<u>自家の種別</u>	<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 自家以外

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

草津市長



区-17 避難所収容者名簿

災害年月日												
災害種類		避難所名										
住所	氏名	性別	年齢	備考	避難所収容期日							
					月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	

IX-18 避難所開設日誌

災害年月日			
災害種類		避難所名	
月 日 曜日 天候		責任者氏名	記載者氏名
		印	印
収容人員		記事	給貸与に関する事項 従事職員の氏名
給 与 人 員	朝食		
	昼食		
	夜食		

区-19 物品出納簿

避難所名

災害年月日		災害種類		品目		
年月日	受人	払出	用途	受領者印	残高	

IX-20 被災者救助明細書

救助事項別							
取扱所							
住所	世帯主氏名	家族の 構成人員	給 貸 与 品	数 量	月 日	責 任 者 印	備 考

Ⅸ-21 応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡申請書

様式1

災害救助用米穀引渡申請書

番 号
年 月 日

知 事
農業・農村振興事務所長 殿

農業・農村振興事務所長
取 扱 者

1. (給食を必要とする理由)
2. 申請数量 精米kg
3. 給食対象人員
4. 給食延食数
5. 受渡場所 (複数の場合は場所別数量)

Ⅸ-22 応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)所要数量通知書

様式2

災害救助用米穀所要数量通知書

番 号
年 月 日

滋賀農政事務所長 殿

滋賀県知事

1. (給食を必要とする理由)
2. 取扱者別、引渡場所別、所要数量

区-23 災害救助用米穀売却指示書

様式3

災害救助用米穀売却指示書

番 号
年 月 日

(卸売業者) 殿

滋賀農政事務所長

1. 米穀売却指示数量 精米kg

2. 受取人および引渡場所

区-24 災害救助用米穀引渡申請書

(別紙様式2号)

災害救助用米穀引渡申請書

第 号
年 月 日

滋賀食糧事務所長
○○○○支所長 殿
○○○倉庫責任者

申請者
市町村長 氏名 印

年 月 日をもって発動された災害救助法に基づく災害救助用米穀として、下記のとおり政府所有食糧を緊急引渡し下さるよう申請します。
なお、引取物品は連絡可能となり次第滋賀県知事に買い受け手続きを致します。

記

1. 引渡物品の種類、数量
2. 引渡希望者倉庫名
3. 引渡申請数量算出基礎
 - (1) 被害の概要
 - (2) 数量

	給食者延人員 人	数量(精米換算) kg
被災者用		
救助者用		
計		

(注1) 被害の概要には被害の種類、戸数とその程度、被災者人員等を記入する。

(注2) 公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

区-26 世帯構成員別被害状況書

様式第1号

世帯構成員別被害状況書

区 分		全壊（焼）	流 失	半壊（焼）	床上浸水	
世帯構成員別世帯	1人世帯					
	2人世帯					
	3人世帯					
	4人世帯					
	5人世帯					
	6人世帯					
	7人世帯					
	8人世帯					
		計				
構成内訳	大人	男				
		女				
	小人	男				
		女				
児童生徒	小学生					
	中学生					

(年 月 日 時現在)

区-27 生活必需品等必要状況

様式第2号

生活必需品等必要状況

(避難所名

)

品名		必要数	
寝具	毛布		
	布団		
衣服	作業服		
	服	大人 男女別	
		子供 男女別	
	肌着	大人 男女別	
子供 男女別			
身の回り品	タオル		
炊事用具	鍋		
	炊飯器		
	プロパンガス		
食器	茶碗		
	皿		
	箸		
日用品	石鹸		
	ちり紙		
	歯ブラシ		
光熱材料	マッチ		
	ローソク		
衛生用品	紙おむつ		
	生理用品		

区-28 義援金品拠出者名簿

様式第1号

義 援 金 品 拠 出 者 名 簿

				町
年 月 日	住 所	氏 名	拠出区分	数 量

区-29 義援金品引継書

様式第2号

義 援 金 品 引 継 書

引継者	機関名		職氏名	印
引受者	機関名		職氏名	印

義援金品を次のとおり引継ぎました。

記

1. 引継年月日
2. 引継場所
3. 引継金品

次表のとおり(車両番号)

金品区分	単 位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由・その他

(注)1. 2部作成し、授受両機関とも保管する。

2. 金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

Ⅸ-30 義援金品受領書

様式第3号

義 援 金 品 受 領 書		No.
殿		
(住所 氏名)		
1. 現 金	金	円
2. 物 資		梱包
ただし	災害の義援金品として 上記のとおり受領しました。	
年	月	日
機関名		
(取扱者		印)

区-31 現金出納簿

様式第4号

現金出納簿

年月日	摘要	受	払	残

区-32 義援品受払簿

様式第5号

義 援 品 受 払 簿

年月日	適	用	受	払	残	て ん 未

区-33 緊急輸送車両確認申請書

様式第1号

申 請 書

緊急輸送車両確認申請書			
滋賀県知事 殿			
滋賀県公安委員会 殿			
		年 月 日	
		申請者住所 (電話)	
		氏名	印
番号票に表示 されている番号			
輸 送 人 員 または品名			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
通 行 の 目 的			
車 両 の 種 別			
備 考			

区-34 緊急輸送車両確認証明書

様式第2

証 明 書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号票に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

IX-35 緊急車両標章

様式第3号



- 備考
1. 色彩は記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光り反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

Ⅸ-36 「災害状況報告書」(様式第1号)

様式第1号

災害状況報告書

受信者氏名		受信日時	年 月 日 時 分
送信者氏名		所属部局	

第 報

報告 機関名		発生 年月日	年 月 日	月 日 時	現在の 状況	災害の 原因	
-----------	--	-----------	-------	-------	-----------	-----------	--

1 被害の概要、発生患者数等

市 町 村 名	全 戸 数	全 壊	半 壊	流 失	床 上 浸 水	床 下 浸 水	計	被 害 率	ね ず み 族 昆 虫 駆 除 の 地 域 指 定 の 要 否	有 代 執 行 の 必 要 の 無	の 災 害 救 助 法 適 用 の 無	発生患者数					備 考
												患 者	擬 似	保 菌 者	計	死 者	

2 災害防疫所要経費の概算額

県分

市分

3 感染症指定医療機関の被害の概略

4 ①その他参考となる事項(県)

②その他参考となる事項(市)

IX-37 「災害防疫活動状況報告書」(様式第2号)

様式第2号

災害防疫活動報告書

報告機関名

約束番号		1			2			3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月日	区分	赤痢患者発生数			前年同期赤痢患者発生数			防疫活動をしている市町村数へ応援を除く	防疫活動をしている保健所数へ応援を除く	保健所職員へ雇用職員を含むの防疫活動従事者数	本庁職員へ雇用職員を含むの防疫活動従事者数	消毒方法を行った戸数	ねずみ族昆虫駆除を行った戸数	感染症予防法による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考	
		真症	保菌者	死者	真症	疑似	保菌者														死者
/	当日																				
	累計																				
/	当日																				
	累計																				
/	当日																				
	累計																				
/	当日																				
	累計																				
計	当日																				
	累計																				

報告に際しての注意事項

- ① 「1. 赤痢患者発生数」とは、り災市町村における赤痢患者発生数をいう。
- ② 「2. 前年同期赤痢患者発生数」とは、「1. 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③ 「8. 消毒方法を行った戸数」および「9. ねずみ族昆虫駆除を行った戸数」とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、市町村または都道府

県が実施したものをいう。

④「15. 備考」には、り災地域における赤痢以外の1類から3類感染症患者数、感染症指定医療機関以外への入院患者数および県の執行による実施戸数(消毒方法、ねずみ族昆虫駆除の別に再掲)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。

⑤防疫活動終了の時は、その旨報告すること。

⑥防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

IX-38 「災害防疫作業日誌」(様式第3号)

様式第3号

災 害 防 疫 作 業 日 誌

作業(業務)内容	検便、予防接種、給水、清潔、消毒、そ昆、検病		
日 時	月 日	時 時	より まで
実 施 量	戸 人 件		
従事者数 人	本庁職員	人	他県応援隊 人
	衛環センター職員	人	自衛隊 人
	保健所職員	人	日赤 人
	市町村職員	人	臨時雇上 人
使 用 備 品	自動車	台	時間・走行距離 km
お よ び	ろ水器	台	(大・中・小型) 時間
実 働 時 間	噴霧器	台	(大・中・小型) 時間
使用薬剤・消耗品等			
実施地域または場所			
報 告 者 氏 名			
備 考			

(注)この票は、業務内容ごと、班等の単位ごとに作成すること。

IX-39 「患者台帳」(様式第4号)

様式第4号

患 者 台 帳

病名													
番号	発生受付日時	住所	氏名 性年齢	本人職	発病	擬以 診断	届出	入院 場所	入院 月日	転帰判	感染 系統	入院後 検査成績	届出医師
	転帰 受付日時	設定場 所		家計 主職	初診	真性 診断	報告		転帰 月日	転症 病名		前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	

内容

付加情報

草津市災害対策本部広報渉外班

緊急放送

発出日時：●●年●●月●●日

担当課：●●課

担当者：●●

連絡先：077-561-●●●●

避難情報（準備・勧告・指示）

いずれかを選択し、チェック

被害情報

安否情報

避難生活情報

その他（ ）

通常のラジオ放送で依頼の場合

発令時間：平成●●年●●月●●日（●） 午前・午後 ●時●●分

右記①～③を選択

①通常放送

②はスピーカーと告知ラジオを起動させての放送

②告知放送（ラジオ+スピーカー）（緊急、一斉）

③グループ放送

緊急は、告知ラジオをMAX音量、一斉はラジオ毎音量で

③グループ放送の場合、下から選択

③は、ラジオだけ、スピーカーだけ、地域だけなどを選択

告知ラジオ

全体

志津

志津南

草津

大路

屋外スピーカー

渋川

矢倉

玉川

老上

南笠東

ラジオ+スピーカー

山田

笠縫

笠縫東

常盤

まず、②③を選択し、その後は右記の、全体もしくは、該当学区を選択

月 日 時まで繰り返し

15分毎

30分毎

1時間毎

2時間毎

不要

内容

繰り返し間隔を選択

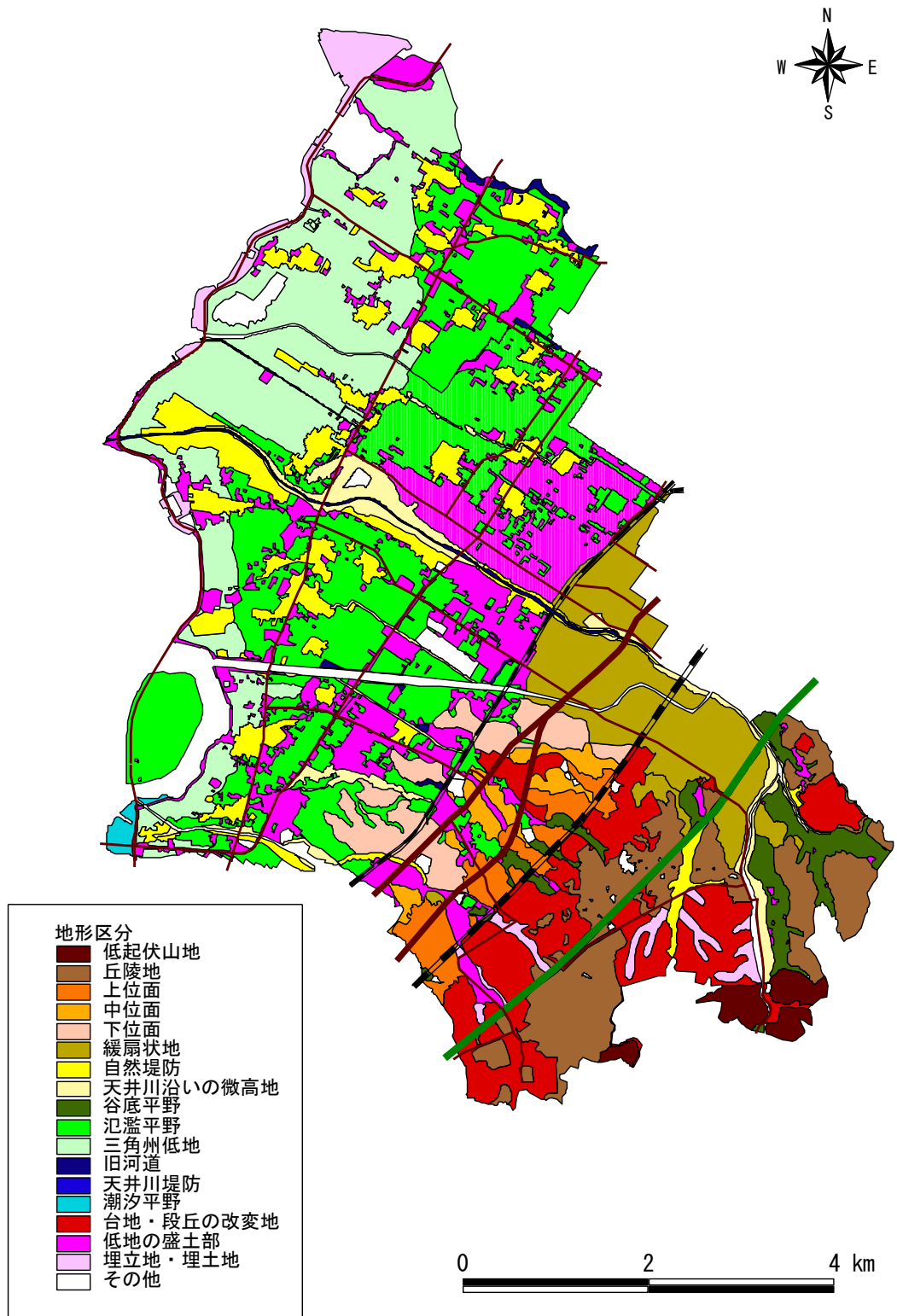
放送文案を記載。長い場合は、別紙とする。

付加情報

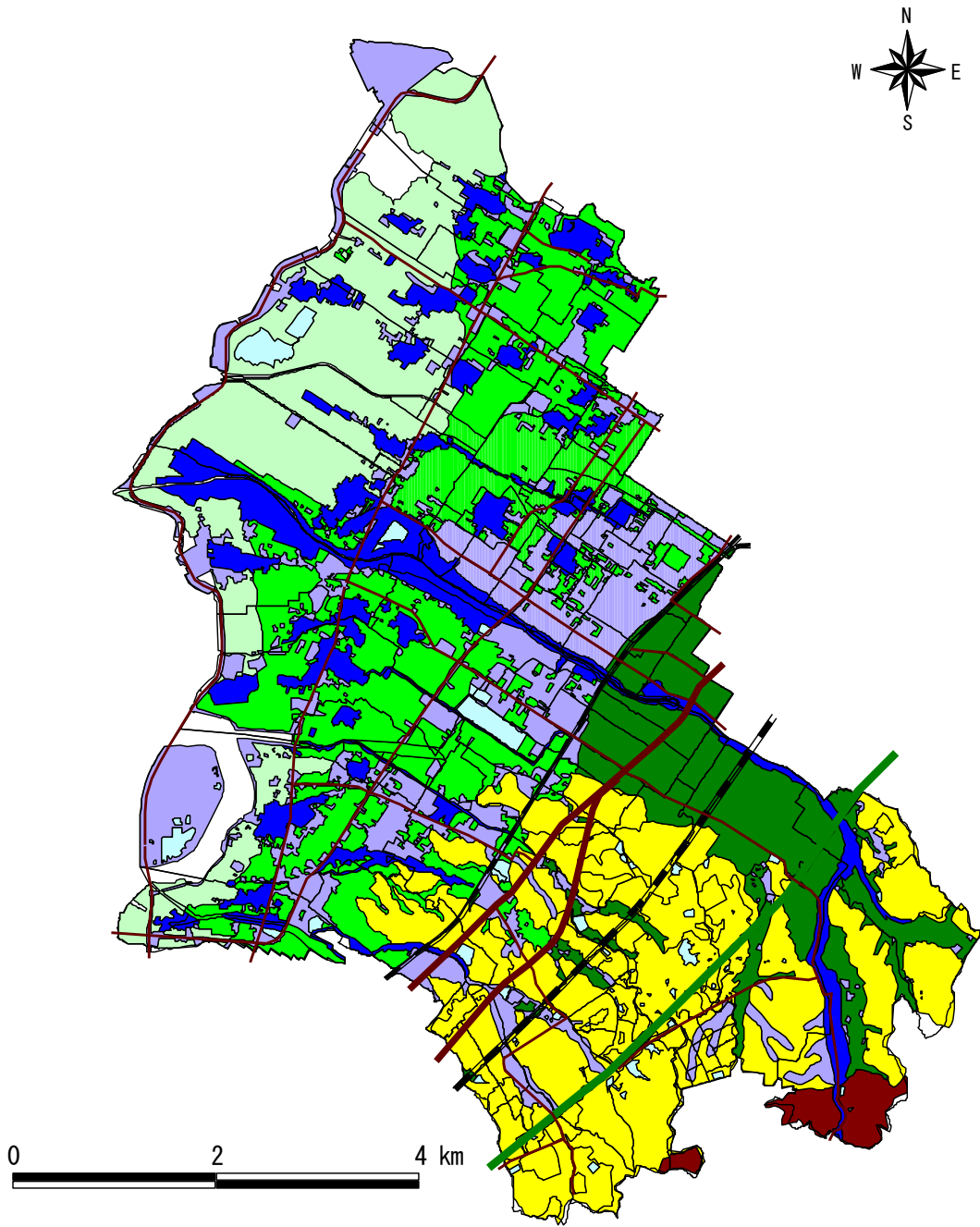
繰り返し2回放送など、追加情報を付加

[X 草津市の概況]

X-1 草津市の地形



X-2 草津市の地盤種別図



地盤種別	
■	1種 [堅固な地盤・岩盤 (第3紀以前の地盤・岩盤)]
■	2種 [洪積層 (古琵琶湖層群・段丘堆積層)]
■	3-I種 [沖積層 (厚さ10m以下)、扇状地堆積物、谷底堆積物]
■	3-II種 [沖積層 (厚さ10m以下)、沖積層の大部分]
■	3-III種 [沖積層 (厚さ15m以下)、三角州性堆積物]
■	4種 [沖積層上の天井川堆積物、自然堤防堆積物]
■	4種 [沖積層上の盛土地盤、丘陵部の埋土地盤、沖積層 (厚さ15m以上)]
■	水部等

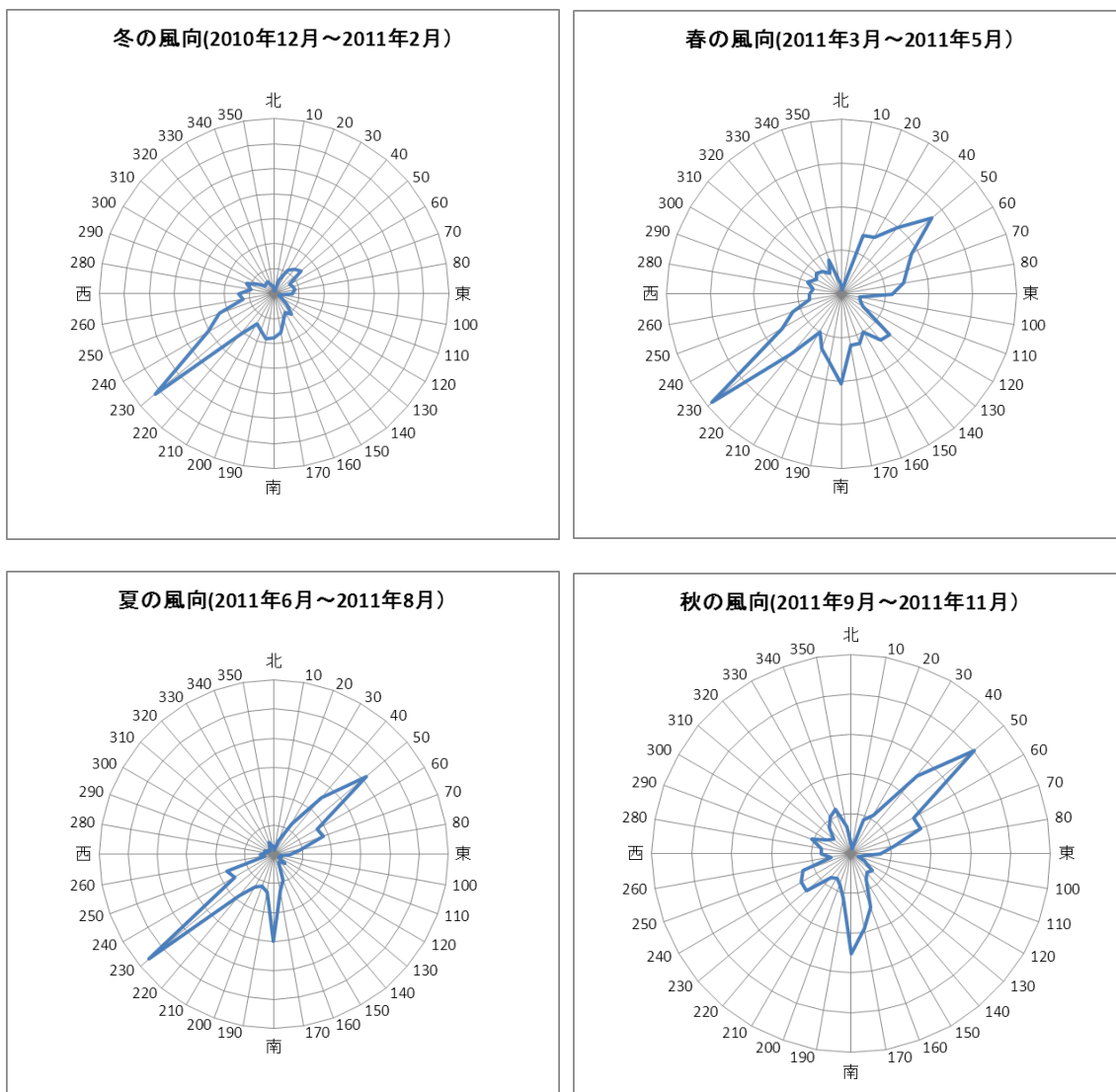
X-3 草津市の気象状況

歴年	気 温(℃)			風 速(m/s)		総降雨量 mm
	最 高	最 低	平 均	最 大	平 均	
1981	34.5	-6.6	14.0	6	1.0	1441
1982	33.3	-3.4	14.7	7	1.1	1351
1983	35.3	-2.7	14.9	6	1.1	1648
1984	36.4	-4.9	14.2	6	1.0	1121
1985	35.7	-3.8	15.0	6]	1.0]	1615]
1986	35.0	-3.4	14.4	7	1.1	1488
1987	36.4	-2.4	15.4	6	1.1	1393
1988	33.6	-2.6	14.5	7	1.1	1710
1989	33.9	-1.0	15.1	6	0.9	2037
1990	34.5	-3.4	15.6	10	1.3	1757
1991	34.8	-2.8	14.9	11	1.6	1732
1992	34.7	-2.6	14.6	9	1.5	1509
1993	32.7	-2.9	14.1	10	1.7	1907
1994	37.0	-3.2	15.4	12	1.8	926
1995	36.1	-3.2	14.3	10	1.7	1607
1996	35.4	-4.0	14.0	8	1.7	1673
1997	35.1	-5.4	14.7	9	1.7	1601
1998	34.9	-2.7	15.7	10	1.6	1863
1999	34.5	-5.1	15.1	8	1.7	1441
2000	36.1	-2.7	15.1	9	1.7	1306
2001	36.1	-3.5	14.9	9]	1.7	1297
2002	36.1	-2.9	15.1	8	1.7	1060
2003	35.3	-4.5	14.6	9	1.6	1950
2004	35.4	-3.6	15.6	10	1.6	1743
2005	34.5	-4.1	14.8	11	1.7	1170
2006	35.9	-3.8	14.6	9	1.5	1790
2007	36.6	-3.7	15.2	10	1.5	1349
2008	36.9	-2.5	15.2	10	1.5	1540
2009	35.6	-1.8	15.5	11	1.6	1421.5
2010	37.5	-2.4]	16.9]	11.7]	1.9]	1812]
2011	36.9	-3.9	15.3	9.4	2.0	1719
2012	36.4	-4.1	15.2	11.8	2.1	1582.5
2013	37.3	-2.4	15.6	10.7	2.1	1588.5
2014	36.8	-2.5]	15.1	9.8	1.9	1465
2015	37.5	-1.8	15.6	11.0	1.8	1939.5
2016	36.3	-4.0	16.0	9.3	1.7	1763.5
2017	35.7	-2.7	15.1	11.2	1.8	1581.0
2018	38.0	-4.5	15.9	14.9	1.8	1768.0
2019	36.6	-1.9	15.9	11.9	1.8	1494.0
2020	37.7	-2.3	16.0	10.1	1.8	1645.0
2021	36.4	-3.4	15.8	11.4	1.8	1816.0
2022	37.3	-2.0	15.8	9.9	1.8	1482.0

出典：気象庁 過去の気象データ

観測地：大津

：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。



琵琶湖博物館内気象観測データによる四季毎の風向(2010年12月～2011年11月)

気象庁定義による四季の区分

【春】3月～5月(3/1～5/31)

【夏】6月～8月(6/1～8/31)

【秋】9月～11月(9/1～11/30)

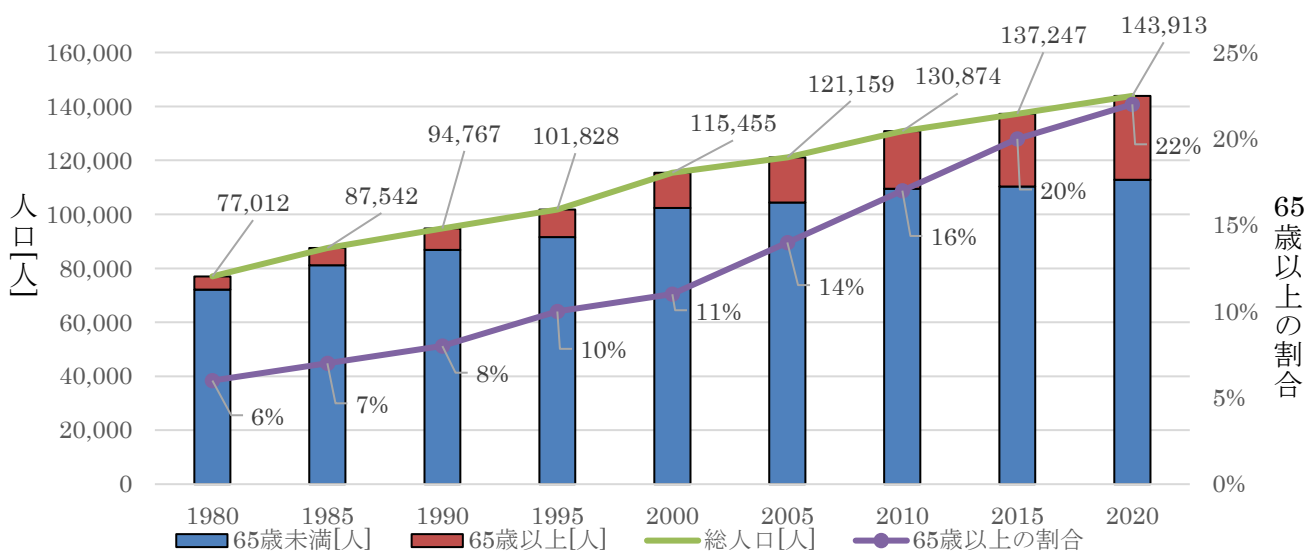
【冬】12月～2月(12/1～2/末日)

琵琶湖博物館内観測気象データ(<http://www.lbm.go.jp/emuseum/meteo/index.html>)

X-4 草津市の人口推移

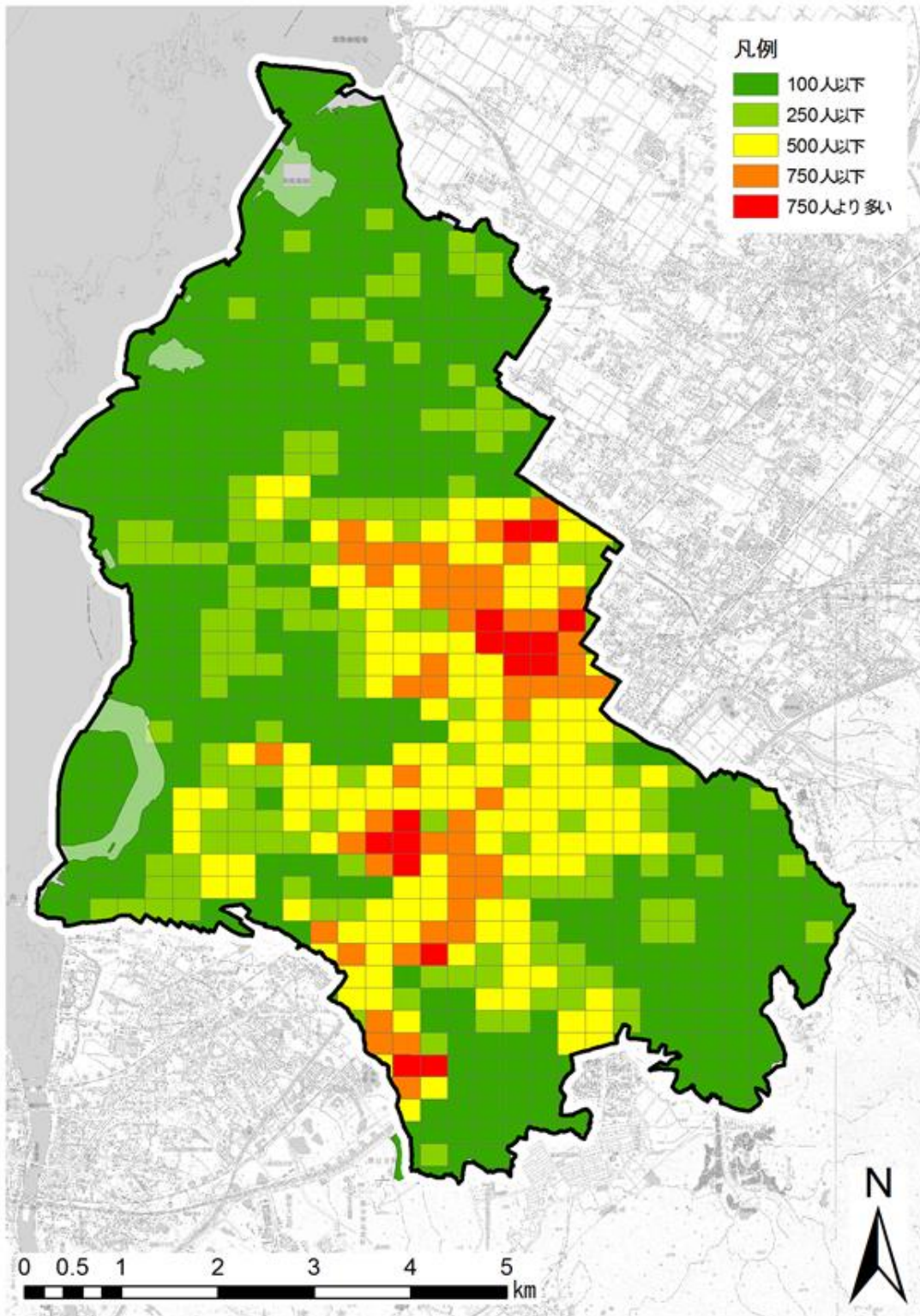
年	65歳未満[人]	65歳以上[人]	総人口[人]	65歳以上の割合
1980	72,086	4,929	77,012	6%
1985	81,170	6,372	87,542	7%
1990	86,773	7,994	94,767	8%
1995	91,596	10,232	101,828	10%
2000	102,396	13,059	115,455	11%
2005	104,421	16,738	121,159	14%
2010	109,447	21,427	130,874	16%
2015	110,368	26,879	137,247	20%
2020	112,784	31,129	143,913	22%

参考：総務省統計局 e-Stat(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/chiiki/Welcome.do>)



参考：総務省統計局 e-Stat(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/chiiki/Welcome.do>)

X-5 草津市人口分布



X-6 草津市の建築物の状況

① 建築物の推移

	棟総数	木造		非木造	
		住宅・アパート・併用	住宅以外	住宅・アパート・併用	住宅以外
昭和60年	37,775	19,447	9,958	8,465	3,505
平成2年	42,764	22,950	8,741	5,808	5,265
平成7年	43,484	23,442	7,535	6,446	6,061
平成12年	44,498	24,396	6,509	7,250	6,343
平成14年	45,136	24,884	6,291	7,529	6,432
平成15年	45,384	25,142	6,167	7,618	6,457
平成16年	45,726	25,457	6,047	7,727	6,495

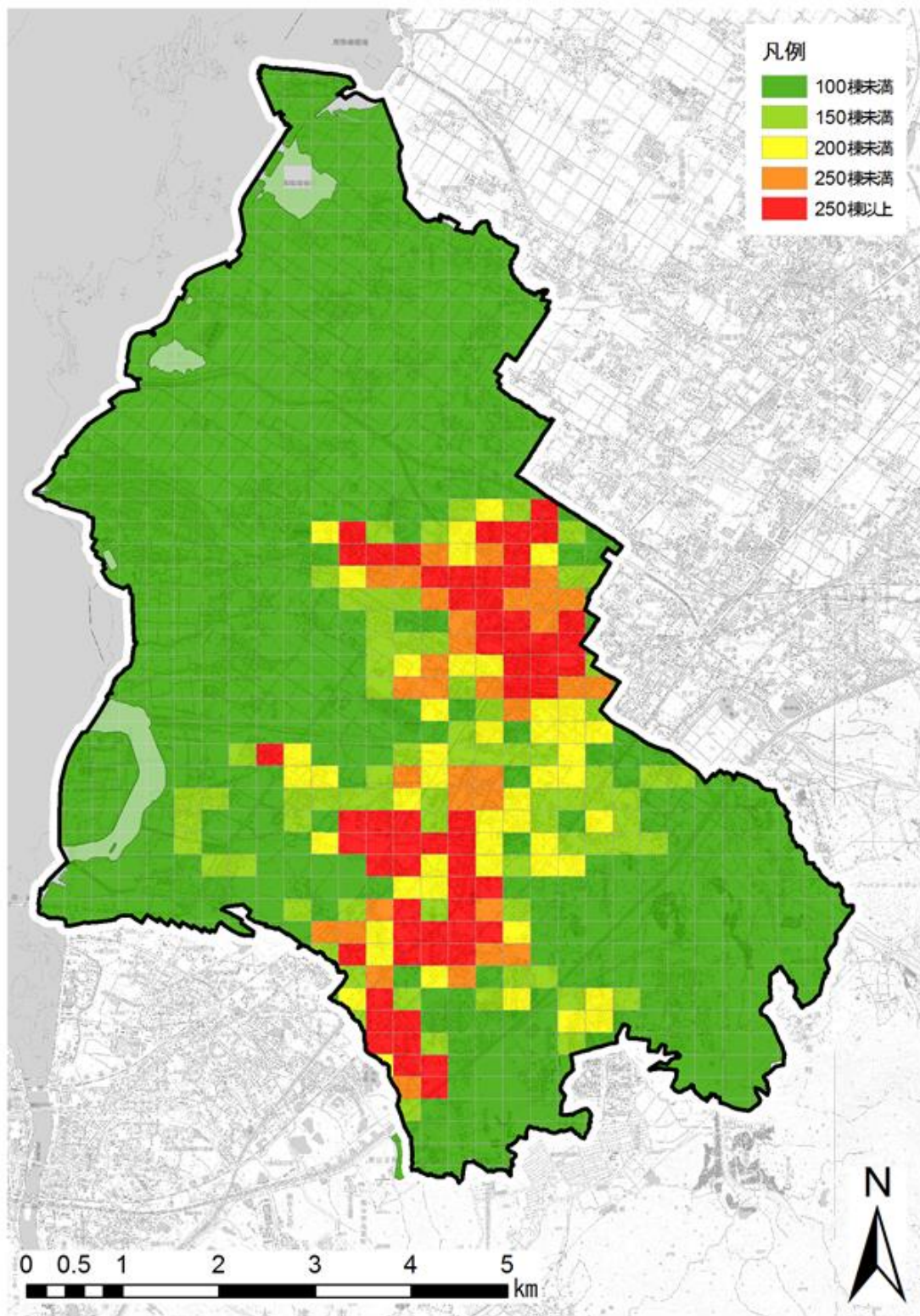
(出典：市統計書)

② 住宅系建物の現況

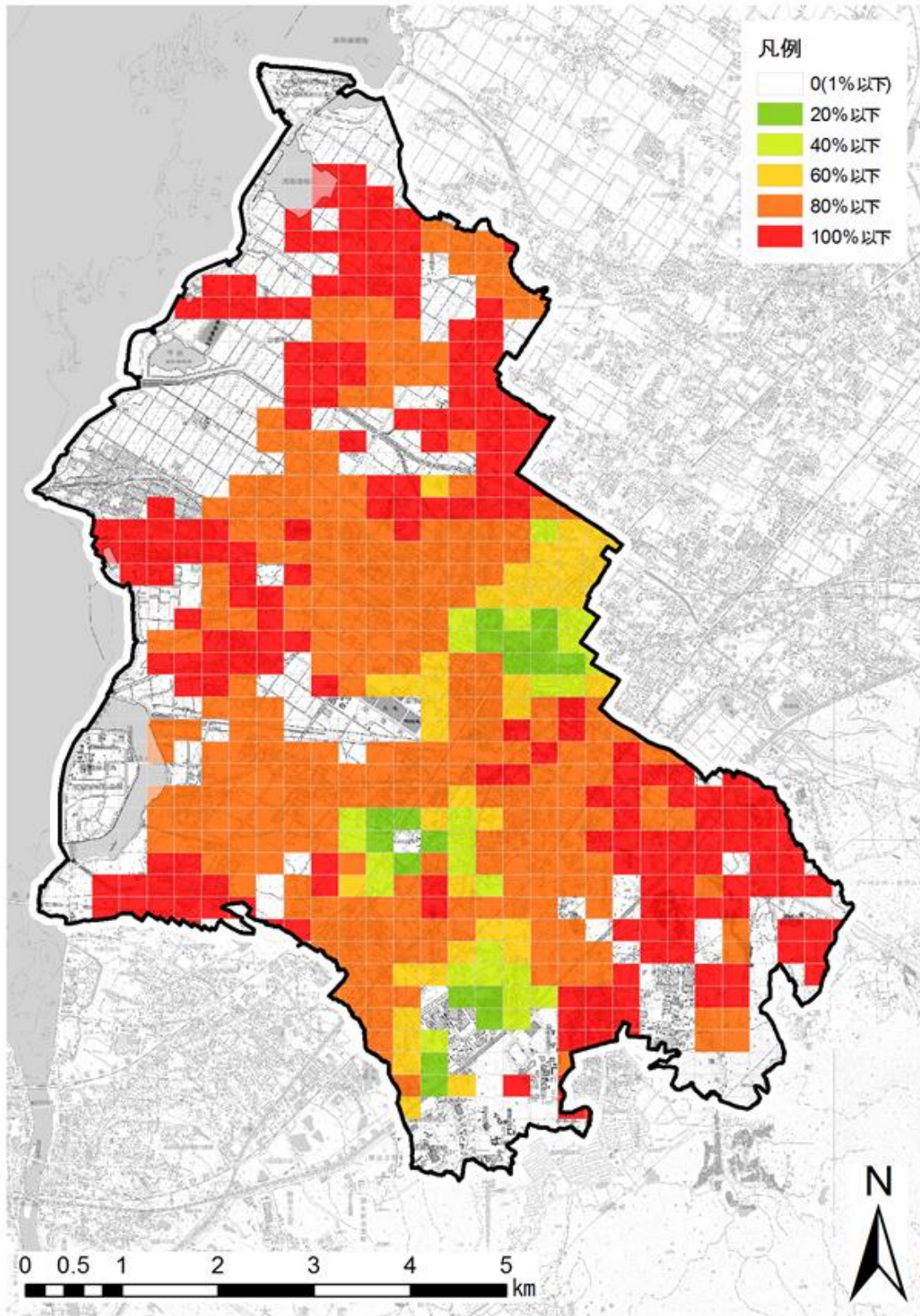
	木造	非木造	計	1981年(新耐震) 以前の建物
専用住宅	24,279	5,635	29,914	10,166 (34.0%)
共同住宅	182	965	1,147	187 (16.3%)
併用住宅	703	367	1,070	15 (1.4%)
寄宿舍・寮	8	67	75	40 (53.3%)
計	25,172	7,034	32,206	10,408 (32.3%)

* () は計に対する割合を示す。
(平成16年3月末 市データ)

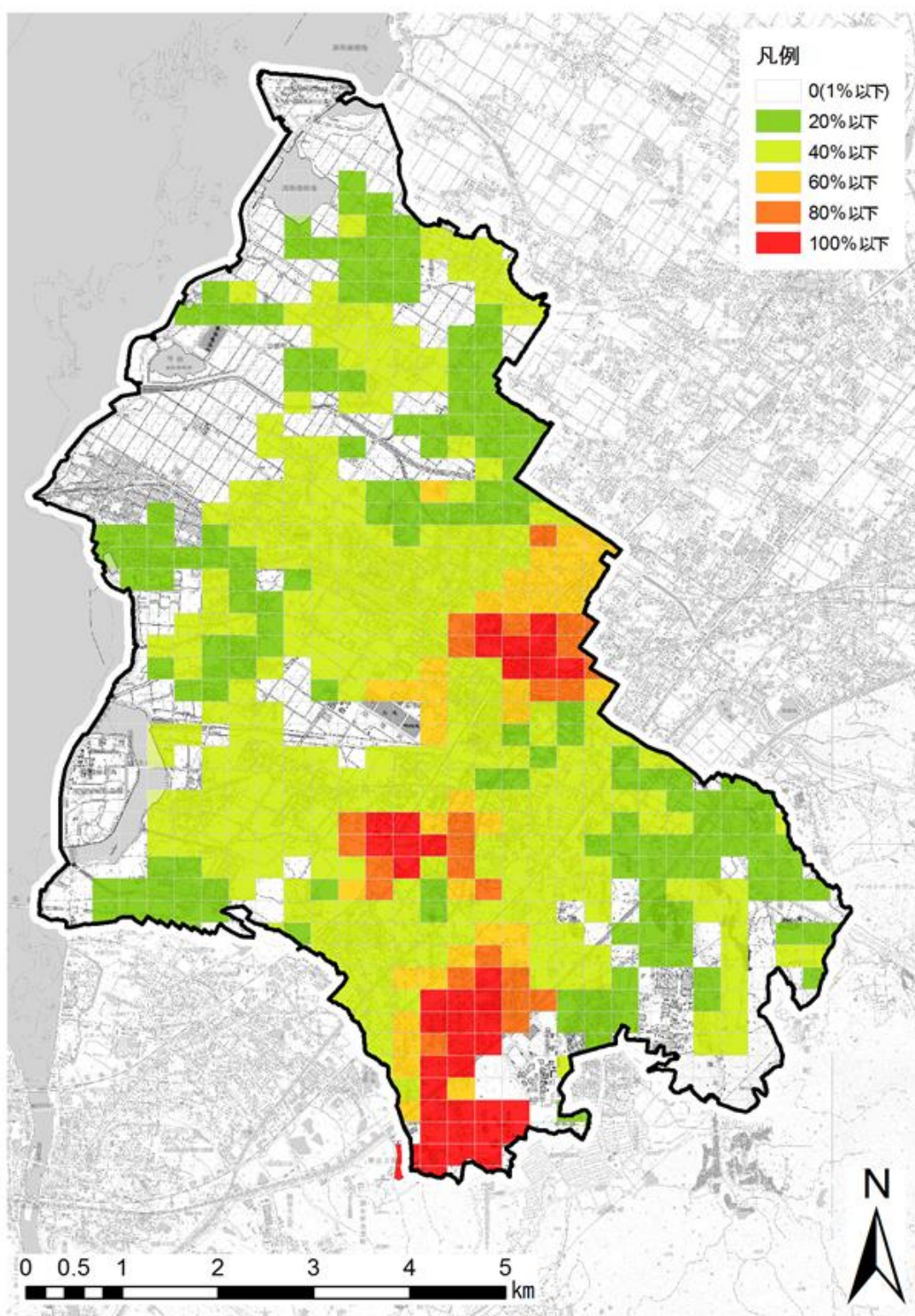
X-7 建物棟数



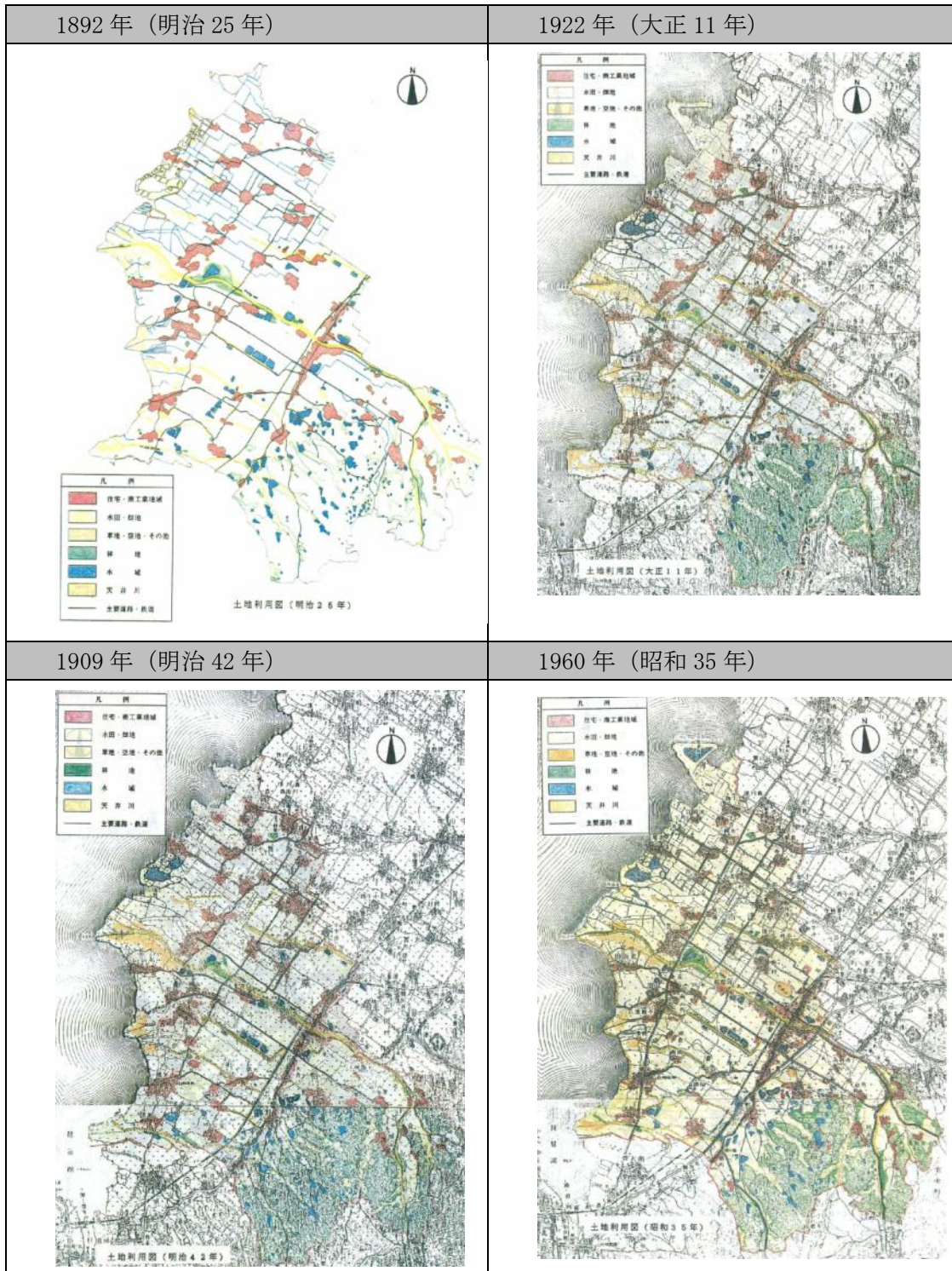
X-8 木造建物割合



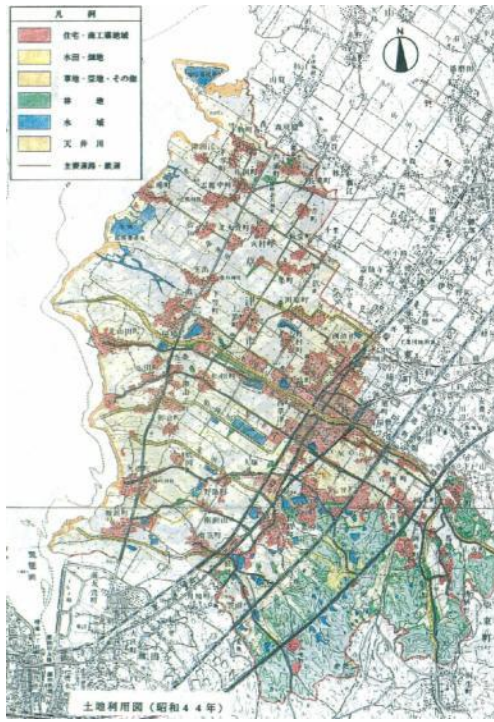
X-9 非木造建物割合



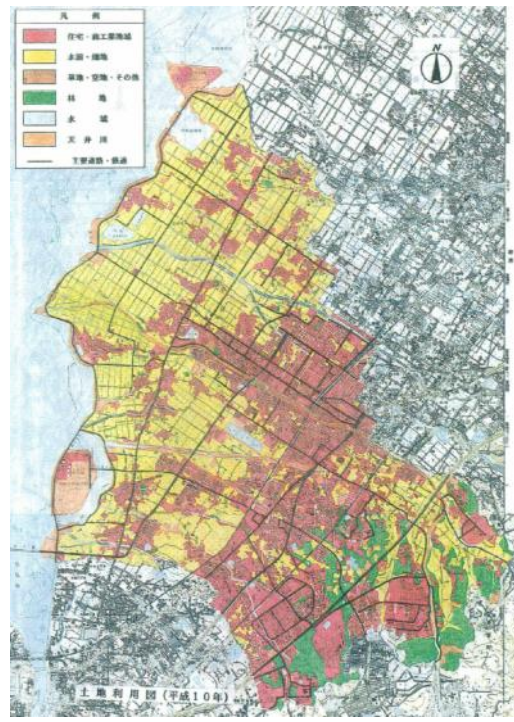
X-10 土地利用の変遷図



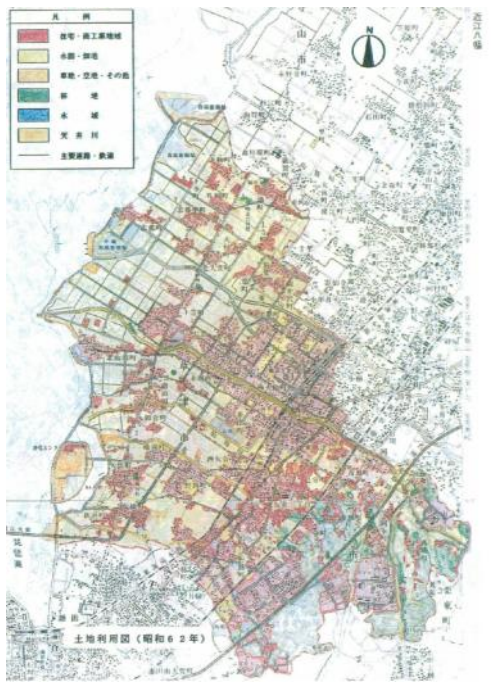
1969年（昭和44年）



1997年（平成9年）



1987年（昭和62年）



[XI 大規模事故災害関連]

XI-1 危険物貯蔵施設・毒物劇物貯蔵施設・高圧ガス施設危険物施設

・毒物劇物貯蔵施設・高圧ガス施設についてはVI危険箇所・区域、危険物施設等を参照のこと

XI-2 AED 設置場所検索サイト

財団法人 日本救急医療財団

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

AED設置場所検索

全国のAED設置場所が検索できます。
条件指定検索で、より絞り込んだ検索が可能です。

データは公開に同意された方のみ掲載しております。

[AED設置者登録はこちら](#)

都道府県で検索

◆都道府県名をクリックしてください。

北海道 全国 青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島 石川 新潟 富山 長野 福井 山梨 群馬 栃木 茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 三重 岐阜 愛知 静岡県 徳島 香川 高知 愛媛 長崎 佐賀 福岡 熊本 大分 宮崎 鹿児島 鹿屋 兵庫 京都 大阪 奈良 和歌山 大分 宮崎 鹿児島 鹿屋 沖縄

2012年2月1日現在 全122,447件掲載

任意のキーワードで検索

◆キーワードは単語ごとにスペースで区切ってください。
(例)〇「東京都 新宿区」 ×「東京都新宿区」

検索条件 区別しない 検索

条件を指定して検索

都道府県 お選び下さい

住所 市区町村以下
(例)「新宿区 西新宿」等。住所の一部でも可

施設名
(例)「保健所」等。施設名の一部でも可

カテゴリ ※複数選択可

- 1. 消防・海保・防衛関係施設
- 2. 医療施設(病院・診療所・医院等)
- 3. 介護・福祉施設
- 4. 公共交通機関(駅・電車・バス・タクシー・高速道路等)
- 5. 学校・保育施設(小中学校・高校・大学・各種学校等)
- 6. 体育・スポーツ施設(運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等)
- 7. 公園・文教・娯楽施設(図書館・テーマパーク・パチンコ店等)
- 8. 宿泊施設(ホテル・旅館等)
- 9. 商業施設(デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等)
- 10. その他の不特定多数が利用する公的施設
- 11. その他の不特定多数が利用する民間施設
- 12. 会社・事業所
- 13. 集合住宅(マンション・団地等)
- 14. 自宅・家用車内
- 15. 設置場所を限定していない(イベント等の貸出等)
- 16. その他

XI-3 滋賀県広域災害緊急医療情報システム
<http://www.shiga.iryō-navi.jp/qqport/kenmintop/>

病院・薬局検索
医療ネット滋賀
 Shiga Prefecture medical information

貴県の皆様には県内の医療機関や薬局の検索など、役立つ医療情報を提供いたします。
 文字の大きさ **標準** **拡大** [言語読み上げ](#)

マイホーム登録 [かりつけ一斉](#)
 > English > 中文 > 한국어

キーワード検索 [検索](#)
※地域や病種名、科名などを入れて検索してください

新型コロナウイルスによる感染症について
 新型コロナウイルスによる肺炎等について心配されている方はこちらのページをご覧ください。情報提供や相談窓口の案内をしています。

お医者さんさがす

- 現在診療中さがす
- 色々な条件さがす
- 夜間診療OK
- 休日診療OK
- 初診予約OK
- ネット予約OK
- 休日急患診療所さがす
- 歯医者さんさがす

携帯電話検索サービス
従来型携帯電話から医師検索を検索することができます。

小児救急相談 #8000 または077-524-7856

薬局さがす

- 現在開店中さがす
- 色々な条件さがす

助産所さがす

お役立ち情報
 お役立ち情報

かかりつけ医・薬局
 ちょもしよう。

XI-4 毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/14890.html>

毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準

毒物及び劇物取締法の規定により、毒物劇物営業者、特定毒物研究者または毒物、劇物を業務上取り扱う者は、毒物、劇物または法第11条第2項規定する政令で定める物(以下「毒劇物」という。)が飛散し、漏れ、流れ出た等の場合において、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害の発生を防止するために、必要な応急の措置を講じなければならないことになっています。

この毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準は、厚生労働省が毒劇物の運搬事故が生じた場合にとるべき応急の措置の具体的な方法を品目毎に定めたもので昭和52年から平成8年までの間に発出された9本の通知を取りまとめたものです。

この基準は、運搬事故時のみならず、飛散、流失の漏えい事故等についても適応されます。

■この基準に掲載されているもの

- 毒物
- 劇物
- 法第11条第2項に規定する政令第38条に定める物
 - 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(シアン含有量が1リットルにつき1ミリグラム以下のものを除く。)
 - 塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウムまたは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(pHが2.0から12.0までのものを除く。)

厚生労働省通知

- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準について(昭和52年 2月14日 業発第163号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その2)(昭和56年 3月31日 業発第332号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その3)(昭和60年 4月 5日 業発第375号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その4)(昭和62年 9月12日 業発第784号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その5)(平成 3年 3月 6日 業発第257号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その6)(平成 4年12月 7日 業発第1190号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その7)(平成 6年 3月14日 業発第230号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その8)(平成 7年 3月16日 業発第248号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その9)(平成 8年 3月15日 業発第250号)

■この基準は、次の項目より構成されます。

■毒劇物の名称(通称名)

- 化学式
- 毒物及び劇物取締法における毒物または劇物の区別および指定名
- 性状

■措置

- 漏えい時(少量、多量)
- 出火時(周辺火災の場合、着火した場合、消化剤)
- 暴露・接触時(人体に対する影響、救急方法)
- 注意事項
- 保護具

滋賀県健康福祉部医務薬務課薬事担当

毒物・劇物の名称(通称名)・種類

【ア】

亜塩素酸ナトリウム アクリルアミド アクリルアミド水溶液 アクリルアルデヒド アクリル酸 アクリルニトリル
亜硝酸ナトリウム 亜硝酸メチル アセトンシアノヒドリン 亜セレン酸ナトリウム 亜セレン酸バリウム ア
ニリン 2-アミノエタノール アリルアルコール アンチノック剤 アンモニア水

【イ】

一酸化鉛 EDDP 一水素二弗化アンモニウム EPN

【エ】

液化アンモニア 液化塩化水素 液化塩素 N-エチルアニリン エチルチオメトン N-エチルメタトルイジン
エチルメチルケトン エチレンオキシド エチレンクロロヒドリン NAC エピクロロヒドリン MIPC
MTMC MPP 塩化亜鉛 塩化エチル 塩化カドミウム 塩化金酸 塩化第一水銀 塩化第一錫 塩化第一
銅 塩化第二金 塩化第二水銀 塩化第二錫(無水物) 塩化第二錫・五水和物 塩化第二銅 塩化第二銅アンモニウ
ム 塩化チオニル 塩化トリフェニル錫 塩化バリウム 塩化ホスホリル 塩化メチル 塩基性ケイ酸鉛 塩基性炭
酸銅 塩酸 塩酸アニリン 鉛酸カルシウム 塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム

【オ】

黄リン オキシシアン化第二水銀

【カ】

過酸化水素水 過酸化尿素 カリウムナトリウム合金 カルボン酸(高級脂肪酸)のバリウム塩 過酸化ナトリウム
カリウム カルタップ

【キ】

ぎ酸 キノリン キシレン

【ク】

クレゾール クロム酸亜鉛カリウム クロム酸カルシウム クロム酸水溶液 クロム酸ストロンチウム クロム酸ナト
リウム クロム酸鉛 クロム酸バリウム クロロアセチルクロライド 2-クロロアニリン クロロ酢酸ナトリウム
クロロスルホン酸 2-クロロニトロベンゼン クロロピクリン クロロブレン クロロホルム

【ケ】

ケイ酸鉛 硅弗化亜鉛 硅弗化アンモニウム 硅弗化カリウム 硅弗化水素酸 硅弗化錫 硅弗化銅 硅弗化ナトリウ
ム 硅弗化鉛 硅弗化バリウム 硅弗化マグネシウム 硅弗化マンガン

【コ】

五塩化アンチモン 五塩化磷 五酸化バナジウム 五弗化砒素 五塩化砒素 五酸化二砒素 五弗化アンチモン
五硫化二リン

【サ】

酢酸亜鉛 酢酸エチル 酢酸第二水銀 酢酸第二銅 酸化ビス(トリブチル錫)のエマルジョン(水系)10% 酢酸鉛
酢酸フェニル水銀 三塩化アンチモン 三塩化砒素 三塩化硼素 三塩化磷 三塩基性硫酸鉛 酸化カドミウム
酸化第二水銀 酸化バリウム 酸化ビス(トリブチル錫) 酢酸トリフェニル錫 酸化アンチモン(III) 三酸化二砒
素 三弗化アンチモン 三弗化砒素 三弗化硼素 三弗化磷 三硫化二砒素

【シ】

シアナミド鉛 2,4-ジアミノトルエン シアン化亜鉛 シアン化カリウム シアン化銀 シアン化コバルトカリウ
ム シアン化水素 シアン化第一金カリウム シアン化第一銅 シアン化銅酸カリウム シアン化銅酸ナトリウム シ

アン化ナトリウム シアン化ニッケルカリウム 四塩化炭素 四塩基性クロム酸亜鉛 シクロヘキシルアミン
ジクロル酢酸 ジクワット 2、4-ジニトロトルエン 四弗化硫黄 ジボラン ジメチルアミン 臭化エチル 臭化
カドミウム 臭化銀 臭化水素酸 臭化第二水銀 臭化メチル 重クロム酸アンモニウム 重クロム酸カリウム
重クロム酸ナトリウム水溶液 シュウ酸 シュウ酸ナトリウム 臭素 酒石酸アンチモンカルcium 硝酸
硝酸亜鉛 硝酸カドミウム 硝酸銀 硝酸第一水銀 硝酸第二水銀 硝酸第二銅 硝酸鉛 硝酸バリウム
四硫化四砒素

【ス】

水銀 水酸化カドミウム 水酸化カリウム水溶液 水酸化トリフェニル錫 水酸化ナトリウム水溶液 水酸化鉛
水酸化バリウム 水素化アンチモン 水素化砒素 ステアリン酸カドミウム ステアリン酸鉛

【セ】

セレン セレン化鉄 セレン化水素

【タ】

ダイアジノン 炭酸バリウム 炭酸カドミウム

【チ】

チオシアン酸亜鉛 チオシアン酸第二水銀 チメロサール チオシアン酸第一銅 チタン酸バリウム

【テ】

DEP DDVP DCIP

【ト】

トリクロル酢酸 トリフルオロメタンスルホン酸 トルエン トリクロロシラン トルイジン

【ナ】

ナトリウム β-ナフトール

【ニ】

二塩基性亜硫酸鉛 二塩基性亜磷酸鉛 二塩基性ステアリン酸鉛 二塩基性フタル酸鉛 二酸化セレン 二臭化コハク
酸ビス(トリブチル錫) ニッケルカルボニル ニトロベンゼン 二硫化炭素

【ハ】

発煙硫酸 パラコート

【ヒ】

PAP BPMC ピクリン酸 ピクリン酸アンモニウム 砒酸 砒酸水素二ナトリウム 砒素 ヒドラジン
ピロリン酸亜鉛 ピロリン酸第一錫 ピロリン酸第二銅

【フ】

フェノール フェンバレート N-ブチルピロリジン 弗化亜鉛 弗化水素 弗化水素酸 弗化第一錫
弗化第二銅 弗化トリフェニル錫 弗化トリブチル錫 弗化鉛 弗化バリウム

【ヘ】

ヘキサフルオロアンチモン酸カリウム ヘキサフルオロアンチモン酸ナトリウム ヘキサフルオロ砒酸リチウム
ヘキサメチレンジイソシアナート

【ホ】

硼酸鉛 硼弗化アンチモン 硼弗化アンモニウム 硼弗化カリウム 硼弗化水素酸 硼弗化テトラエチルアンモニウム
硼弗化ナトリウム 硼弗化マグネシウム 硼弗化リチウム ホスゲン ホルムアルデヒド水溶液

【ム】

無機シアン化合物含有液 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物 無水クロム酸水溶液 無水クロム酸

【メ】

メタクリル酸　メタホウ酸バリウム　メチルアミン　メトミル　メタノール　N-メチルアニリン　メチルメルカプタン

【モ】

モノクロル酢酸　モノゲルマン

【ヨ】

沃化銀　沃化第一銅　沃化メチル　ヨウ化水素酸　沃化第二水銀

【ラ】

ラウリン酸カドミウム

【リ】

硫化カドミウム　硫化バリウム　硫酸　硫酸亜鉛　硫酸カドミウム　硫酸銀　硫酸ジメチル
硫酸第一錫　硫酸第二銅　硫酸ヒドロキシルアミン　硫酸モリブデン酸クロム酸鉛　硫セレン化カドミウム
燐化亜鉛　燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤　燐化水素　リン酸亜鉛

【ロ】

六弗化セレン

引用：滋賀県健康福祉部医務薬務課薬事担当 HP